

化学物質適正管理 届出等の手引き

県民の生活環境の保全等に関する条例

平成16年11月

愛知県環境部

目 次

1	はじめに	1
2	条例（化学物質適正管理）の概要	2
3	適正管理指針の概要	8
4	特定化学物質取扱量の届出	10
	（1）届出対象化学物質	10
	（2）届出対象事業者	10
	（3）届出の時期	13
	（4）特定化学物質取扱量届出書の記入例	14
5	特定化学物質等管理書の作成（変更）提出	16
	（1）対象とする特定化学物質	16
	（2）提出の対象者	16
	（3）提出の時期	16
	（4）管理書の変更	17
	（5）管理書作成（変更）提出書の記入方法	18
	（6）管理書の作成方法	18
	（7）管理書作成（変更）提出書の記入例	22
	（8）管理書作成例	23
6	特定事業所における事故時の措置の届出等	29
	（1）通報・届出対象事業所	29
	（2）届出必要事項	30
	（3）届出の時期	30
	（4）参考様式	31
	【Q & A】	32
	【参考資料】	
	県民の生活環境の保全等に関する条例の解説（化学物質関係抜粋）	34
	愛知県化学物質適正管理指針の解説	42
	対象化学物質一覧	52
	情報入手先ホームページ	56
	電子申請・届出システム	59
	取扱量届出書チェック項目一覧	60
	特定化学物質等管理書作成チェック項目一覧	61
	届出・提出先一覧表	62
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律	63

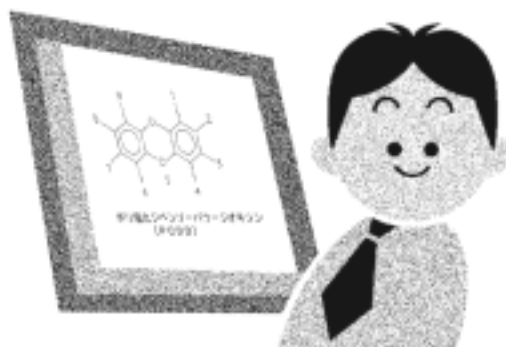
1 はじめに

化学物質は私たちの身の回りの様々な分野で使用され、生活に欠かせないものとなっています。世界では約10万種類、日本では約5万種類の化学物質が使用されているといわれ、新たな化学物質も次々と発見され、増え続けています。この中には人類に有害であり、環境汚染を引き起こし、生態系や人の健康に影響を及ぼし問題となっているものもあり、増え続ける化学物質に対応するためには、従来の規制方法では手遅れとなる可能性が高くなってきています。そこで、国は、事業者の自主的な化学物質管理を促進するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）（平成11年法律第86号）（以下「PRTTR法」という。）を、平成11年7月に公布し、平成12年3月から施行しました。

こうした中、本県は全国有数の産業県であり、産業の集中による多量の化学物質の環境への排出が見込まれたことから、愛知県公害防止条例を全部改正し、化学物質の適正管理を盛り込んだ「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）を、平成15年3月25日に公布し、平成15年10月1日から施行しました。また、平成15年8月22日に、条例に基づき、事業者における化学物質の適正管理の基本事項を定めた愛知県化学物質適正管理指針（以下「管理指針」という。）を策定し、条例と同日に施行しました。

この条例により、PRTTR法では届出対象としていない、化学物質の取扱量の届出を義務付け、また、一定の要件を満たす事業者の方には特定化学物質等管理書（以下「管理書」という。）を作成し提出していただくことと、化学物質に係る事故発生時には応急措置・通報、届出が必要であることを義務付けています。

この手引は化学物質の適正管理に関し、条例に基づき、事業者の皆様が届出等をされる際の手助けとなるように作成したものです。



2 条例（化学物質適正管理）の概要

（1）化学物質適正管理指針（第67条）

知事は、化学物質を取り扱う事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき指針（化学物質適正管理指針）を定める。

（2）特定化学物質の取扱量の把握・届出（第68条）

特定化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5トン）で、かつ、全事業所の従業員数が21人以上の事業者（特定化学物質等取扱事業者）は、化学物質の取扱量を把握し、その把握した取扱量を毎年度、知事へ届け出なければならない。

特定化学物質とは

PRTR法の第一種指定化学物質と同じ354物質をいう。

〔人に対する発がん性があると評価された特定第一種指定化学物質12物質を含む。〕

（3）特定化学物質等管理書の作成・提出（第69条）

特定化学物質等取扱事業者のうち、1事業所において従業員数が21人以上の事業者（特定事業者）は、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を記載した特定化学物質等管理書を作成し、知事へ提出しなければならない。

（4）事故時の措置（第70条）

特定事業者は、施設の破損等の事故が発生し、特定化学物質が大気中又は、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことによって、人の健康・生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、直ちに排出防止等の応急措置を講じ、事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに応急措置の概要等について知事へ届け出なければならない。

特定化学物質等とは

特定化学物質及び特定化学物質を1%以上含有する製品（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%以上含有する製品）

施行期日

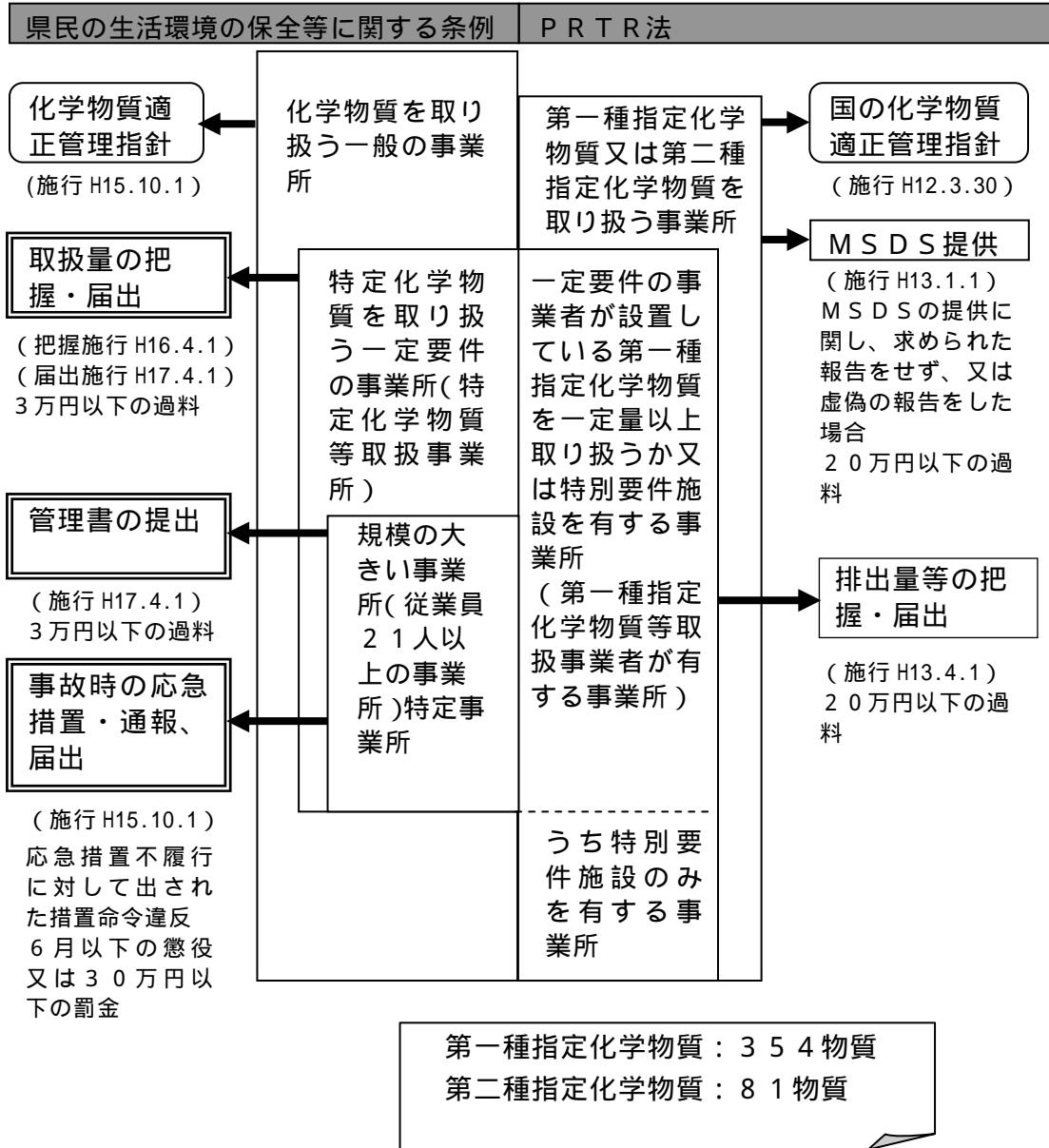
事故時の措置は平成15年10月1日から施行。

取扱量の把握は平成16年4月1日から施行。

取扱量の届出及び管理書作成提出は平成17年4月1日から施行。

(5) 対象事業所

条例とPRT R法に基づく事業者の届出等について、対象事業所の違いに着目して図示すると次のとおりとなります。

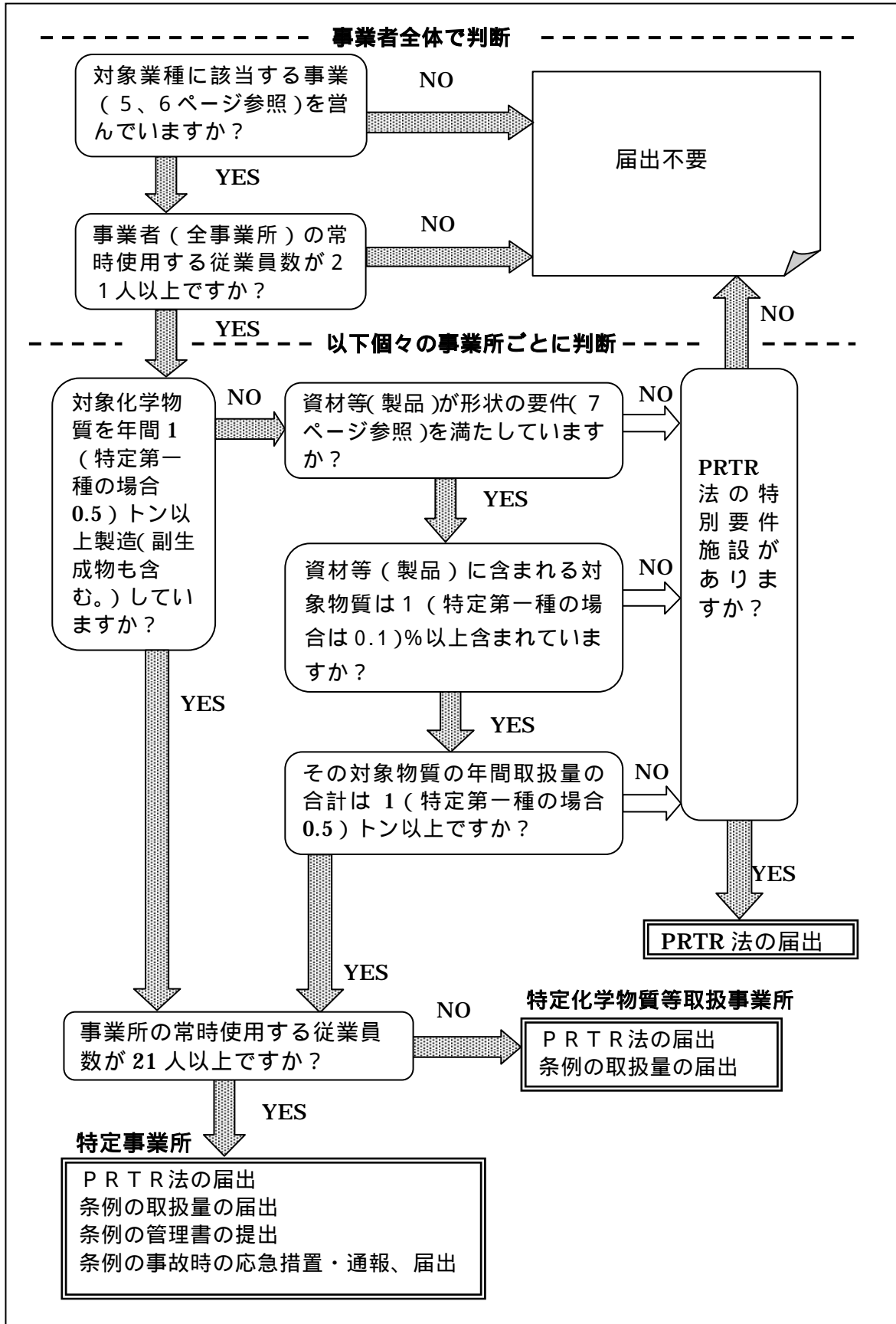


M S D S とは？

化学物質の性状や取扱方法などが記載された Material Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート) のことで、事業者による化学物質の適切な管理を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、事前に提供することが義務づけられたもの

(6) 条例とP R T R法の届出対象等判定

判定フロー図



対 象 業 種

政令 番号	業種名	産業分類番号
1	金属鉱業	0500
2	原油及び天然ガス業	0700
3	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工製品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業（以下を除く。）	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070
	輸送用機械器具製造業（以下を除く。）	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400

政令 番号	業種名	産業分類番号
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400
10	石油卸売業	5132
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	5142
12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	5220
13	燃料小売業	5930
14	洗濯業	7210
15	写真業	7430
16	自動車整備業	7700
17	機械修理業	7810
18	商品検査業	8620
19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8716
21	産業廃棄物処分業	8722
	特別管理産業廃棄物処分業	8724
22	高等教育機関（付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140
23	自然科学研究所	9210

対象業種はP R T R法と同じであり、この産業分類番号を使用します。

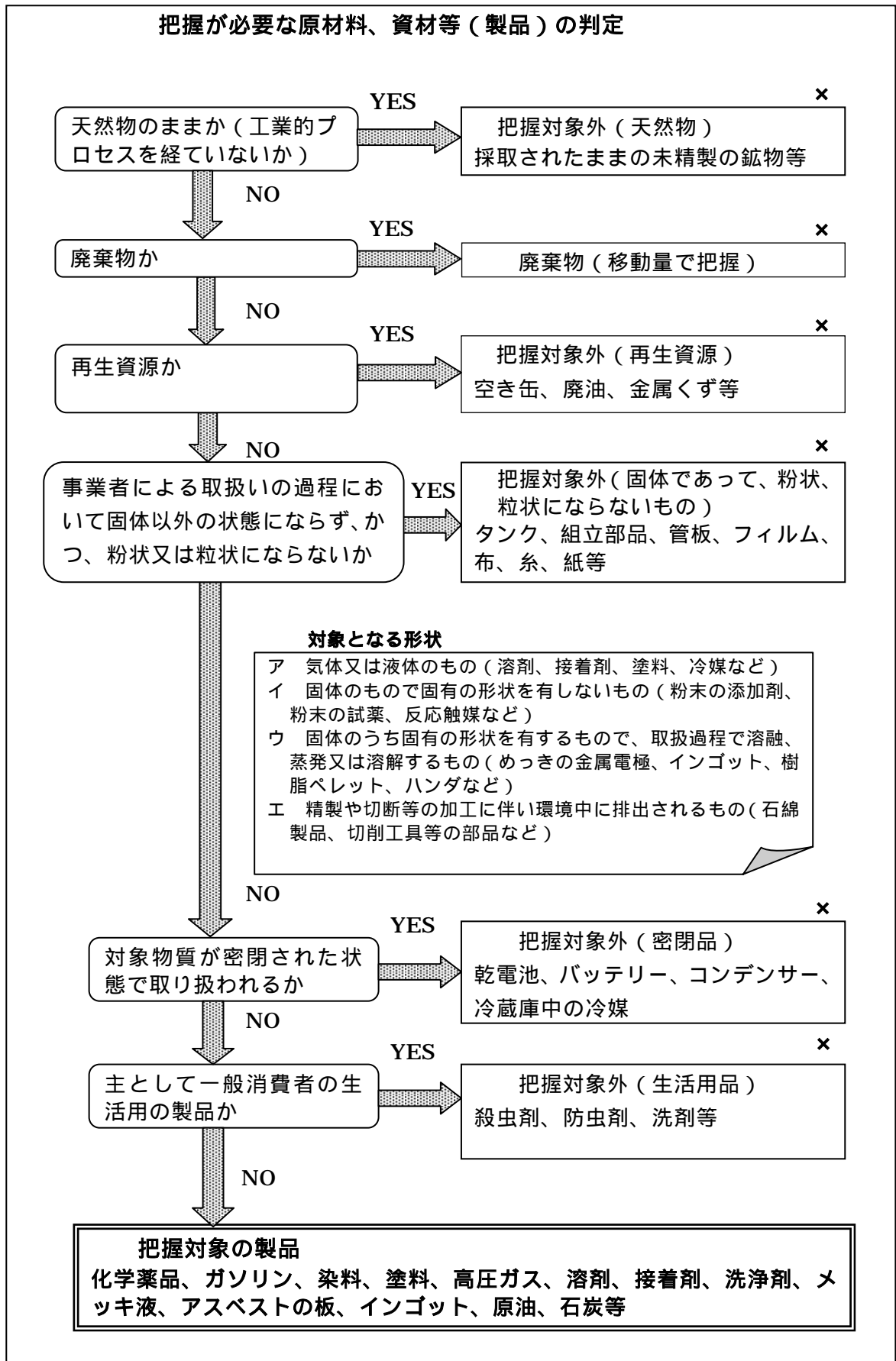
「その他製造業」は日本標準産業分類（平成5年改定版）の中分類34に分類されるものが該当します。

公務は、その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種に該当するかを判定します。



資材等（製品）の形状の要件

把握が必要な原材料、資材等（製品）の判定



3 適正管理指針の概要

(1) 目的

この指針は条例第67条第1項の規定に基づき、事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に役立てることを目的としている。

管理指針の対象となる事業者とは？

化学物質（放射性物質を除く。）を業として取り扱う全ての事業者

(2) 管理の方法

化学物質の適正な管理を図るために必要な方法、措置及び条例第68条第1項に規定される特定化学物質の取扱量等を算出する方法を定めている。

この指針に基づき管理する化学物質は、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響及ぼすものについて、事業者が自主的に決定するものとする。

事業所ごとに次の事項に取り組む。

- ア 年間の取扱量、排出量及び移動量の把握（毎年度4月1日～3月31日）
- イ 情報収集（取り扱う化学物質に関する情報、排出抑制等に関する技術情報）
- ウ 管理方針及び管理計画の策定（管理方針及び具体的な目標、対策、達成時期の記載）
- エ 取扱施設の排出防止対策の実施（適正な保守管理、排出抑制措置、代替物質への転換検討）
- オ 管理組織の整備（管理責任者及び担当の選任、教育・訓練）

(3) 事故の予防及び事故発生時の措置

化学物質に起因する事故災害に対する予防対策及び事故発生時の措置について定める。

- ア 事故予防対策
 - (ア) 取扱化学物質の危険性の周知
 - (イ) 取扱施設の保守管理
 - (ウ) 取扱施設の整備及び改良
 - (エ) 連絡体制の整備
 - (オ) 避難体制の整備
 - (カ) 応急措置体制の整備
 - (キ) 事故対応マニュアルの作成
 - (ク) 訓練の実施
- イ 事故発生時の措置
 - (ア) 被災状況の確認及び人命の救助
 - (イ) 事故発生時の応急措置及び通報
 - (ウ) 周辺住民への連絡
 - (エ) 流出防止等の措置

(4) 化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供

事業者は、化学物質の管理の方法、排出の状況等について、県民の理解を得るために次の事項を必要に応じて行う。

- ア 組織の整備
- イ 情報の提供

(5) ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が、既にこの指針(2)から(4)までに定める措置をISO14001による環境管理システムなどにおいて実施している場合にあっては、その措置をこの指針に基づく措置とすることができる。

(6) 特定化学物質等管理書の作成

特定事業者が作成する特定化学物質等管理書は、この指針に定められた事項を参考に次のアからオについて作成するものとし、対象とする化学物質は、この指針(2)に従い取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、定めるものとする。

- ア 管理方針及び管理計画
- イ 化学物質の名称
- ウ 取扱施設における管理方法
- エ 管理組織
- オ 事故の予防及び事故発生時の措置

特定事業者とは？

条例第68条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業所のうち、当該事業所において常時使用する従業員の数が21人以上である事業所(特定事業所)を有する事業者をいう。

4 特定化学物質取扱量の届出

条例第68条の規定により、特定化学物質等を取り扱っている特定化学物質等取扱事業者は特定化学物質の取扱量を管理指針に従って把握し、毎年度、届け出なければなりません。取扱量の把握は特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに行い、届出も事業所ごとに行います。

P R T R法に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出を行った場合は併せて条例に基づく特定化学物質取扱量の届出を行ってください。

届出対象者：特定化学物質等取扱事業者

届出期限：毎年度 4月1日～6月30日

届出先：所管の県事務所（電子申請・届出システムの利用も可能）
又は中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）

届出部数：1部

（施行日 取扱量の把握の開始：平成16年4月1日）

P R T R法の特別要件施設のみ場合は該当しません。

（1）届出対象化学物質：P R T R法と同じ

P R T R法により第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出を行った特定化学物質について、取扱量を届け出ます。

特定化学物質	年間取扱量(4月1日～3月31日)
第一種指定化学物質 354物質	1,000kg以上のもの
特定第一種指定化学物質 12物質	500kg以上のもの

（2）届出対象事業者 = 特定化学物質等取扱事業者

「特定化学物質等取扱事業者」が対象となります。特定化学物質を取り扱っている事業者であって次の3要件をすべてみたすものが特定化学物質等取扱事業者です。

P R T R対象23業種に属する事業を行っている事業所を有する事業者
業種はP R T R法と同じです。

**特定化学物質のいずれか1つの年間取扱量(4月1日～3月31日)がP R T R法の第一種指定化学物質の場合は1,000kg以上の事業所を有する事業者、
特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上の事業所を有する事業者**

取扱量の算出方法は、P R T R法の届出と同じ算出方法であり、P R T R排出量等算定マニュアル（経済産業省・環境省）や各種業界の連合会や協会などで作成された業種別マニュアルが参考となります。

年間取扱量 = 年間製造量 + 年間使用量

年間使用量 = 年間購入量 + 年度当初在庫量 - 年度末在庫量

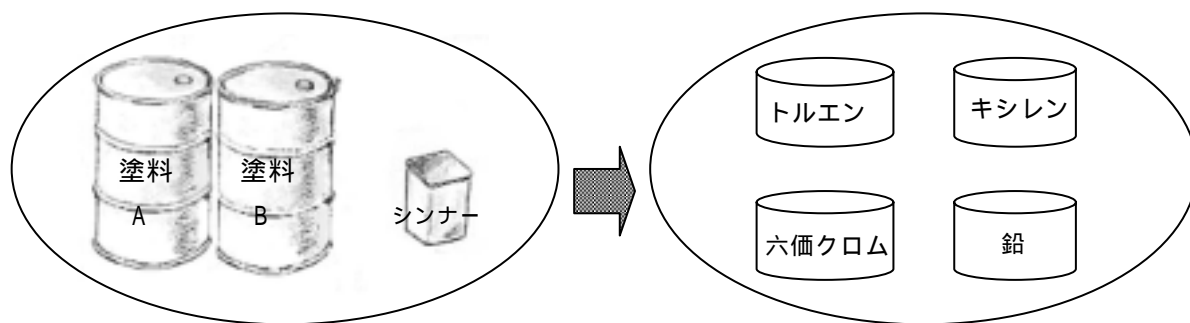
年間製造量：化学反応、精製等で作り出された化学物質の量

(例 化学反応で作りに出された化学物質については、クラフトパルプ漂白時に付随して生成されるクロロホルムがあげられ、精製で作り出された化学物質については、廃シンナー等の精製によって製造されるトルエン、キシレンがあげられます。また、6価クロム化合物を使用する過程で、3価クロムが副生されるような副生成の場合も製造としてとらえます。)

年間使用量：原材料、資材等として用いた化学物質の量

化学物質の量 = 資材等(製品)量 × 含有率

(燃料小売業のように貯蔵タンク等に搬入・搬出のみを行っている場合も該当します。)

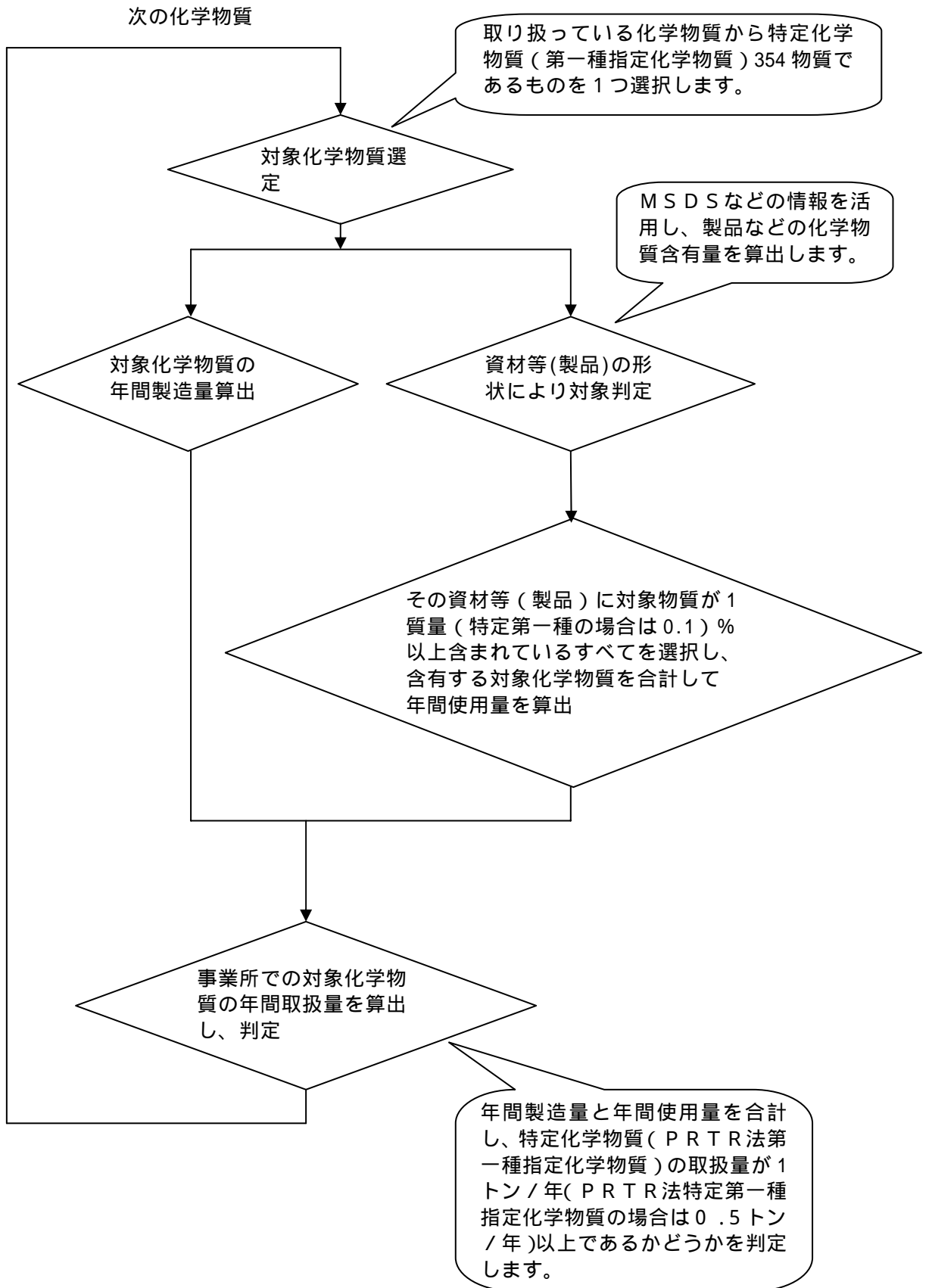


資材等(製品)量

化学物質の量



年間取扱量算出方法



常時使用する従業員の数が2人以上の事業者（P R T R法と同じ考え方）

ここでいう「常時使用する従業員数」とは、本社、支社、営業所など、対象業種でないすべての事業所も含めて、従業員数を合計した事業者全体の従業員数です。把握対象年度の4月1日時点（年度途中で事業を開始した事業者においては事業を開始した日）での従業員数で判断します。常時使用する従業員数は、期間を定めずに使用されている人若しくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人、又は取扱量等の把握対象年度の前年度2月、3月中にそれぞれ18日以上使用されている人をいい、嘱託、パート、アルバイトも含まれます。

役員でも事務職員、労務職員などを兼ねて一定の職につき、一般職員と同じ給与を受けている人も従業員数に加えてください。

	役員	正社員等 ²	他への派遣者（出向者）	臨時雇用者	別事業者への下請労働	他からの派遣者（出向者）	別事業者からの下請労働
常時使用する従業員	×		×	×	×		

1 役員であっても、事務職員、労働職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員数としてカウントします。

2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれる人で含まれる場合もあります。

条例の届出対象事業者は基本的にはP R T R法と同一の趣旨ですが、P R T R法の届出対象のうち年間取扱量が1トン（特定第一種指定化学物質の場合は0.5トン）未満であって、特別要件施設（P R T R法施行令第4条一号ハ～ヘ）を有することのみにより届出対象となった事業者は条例の届出対象から除かれます。

P R T R特別要件施設

- ・ 鉱山保安法第8条1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- ・ 下水道業の下水道終末処理施設
- ・ ごみ処分業の一般廃棄物処理施設
- ・ 産業廃棄物処分業の産業廃棄物処理施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

（3）届出の時期

特定化学物質等取扱事業者は、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに、毎年度、4月1日から6月30日までの間に、把握した前年度の特定化学物質の取扱量を特定化学物質取扱量届出書（様式第46）によって、所管の県事務所長又は中核市の市長に届け出なければなりません。

(4) 特定化学物質取扱量届出書の記入例

様式第46(第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書
平成××年××月××日

事務所長 殿

あて先は事業所の所在地を所管する県事務所長又は中核市の市長

届出者 住所 名古屋市中区三の丸1-2
郵便番号 460-0000
氏名 株式会社
代表取締役 愛知太郎 印
(名称及び代表者の氏名)

本社の住所、代表取締役名、代表者印で届出てください。工場長名で届け出る場合は工場長名等を併記し、工場長印を押印し、委任状を添付してください。

日付は提出日、郵送の場合は投函日

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	株式会社 愛知第2工場	
前回の届出における事業所の名称	有限会社 愛知工場	
事業所の所在地	市 町 丁目1番地	
事業所において常時使用される従業員の数	50人	
事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号	
主たる業種	輸送用機械器具製造業	3100
	金属製品製造業	2800
	自動車整備業	7700
	燃料小売業	5930
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。	
受付欄		
連絡先	所属	愛知第2工場 環境管理部管理課
	氏名	化学 管太郎
	電話番号	- - 11
	ファクシミリ番号	- - 12
	メールアドレス	Kantarou_kagaku@oo.or.jp

変更された場合だけ記入してください。

会社全体の従業員数でなく、事業所(愛知第2工場)だけの人数

業種、産業分類番号はPRTTR法の届出と同じものを記入してください。

届出の受領後に問い合わせをさせていただきますので必ず記入してください。

- 備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
4 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

別紙

PRTR 法の号番号順に記入してください。

整理番号

記入の必要ありません。

別紙番号

別紙が複数枚にわたるときに記入してください。

番号	号番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)
1	40	エチルベンゼン	14000
2	63	キシレン	6200
3	145	塩化メチレン	2000
4	172	N,N-ジメチルホルムアミド	2800
5	177	スチレン	2500
6	200	テトラクロロエチレン	2000
7	211	トリクロロエチレン	4800
8	224	1,3,5-トリメチルベンゼン	2000
9	227	トルエン	2100
10	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	1300
11	299	ベンゼン	550

PRTR 法の別名がある場合は別名を記載してください。

年間取扱量を有効数字二桁で記入。単位は kg。第一種指定化学物質は 1000 kg 以上、特定第一種指定化学物質は 500 kg 以上のものだけを記入してください。

- 備考 1 別紙が 2 枚以上になる場合には、別紙番号欄に通し番号を記入すること。
- 2 番号の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号（以下、「施行令」という。）別表第 1 に掲げる第 1 種指定化学物質の号順に番号を割り振ること。
- 3 号番号及び特定化学物質名称の欄には、施行令別表第 1 に掲げる第一種指定化学物質の号番号及び名称（施行令別表第 1 に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名）を記載すること。
- 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は 2 桁とする。
- 5 印の欄には、記載しないこと。

特定第一種指定化学物質 12 物質		
26	石綿	42 エチレンオキシド
69	六価クロム化合物	77 クロロエチレン
232	ニッケル化合物	252 砒素及びその無機化合物
295	ベンジリジン=トリクロリド	299 ベンゼン
60	カドミウム及びその化合物	179 ダイオキシン類
294	ベリリウム及びその化合物	343 メトキサレン

5 特定化学物質等管理書の作成（変更）提出

条例第69条に基づき、特定化学物質等取扱事業者のうち、特定化学物質等を取り扱う1事業所において従業員数が21人以上の事業所（特定事業所）を有する事業者（特定事業者）は、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を記載した管理書を作成し、提出しなければなりません。管理書は周辺住民への説明や対話（リスクコミュニケーション）に活用できるようわかりやすく作成してください。

特定事業者は特定化学物質等管理書作成（変更）提出書（条例様式第47）を**特定事業所ごと**に作成し、提出してください。

提出対象者：特定事業者（条例の特定化学物質取扱量届出の対象事業者であって、常時使用する従業員の数が21人以上の特定事業所を有する事業者）

提出期限：条例施行時 平成17年4月1日～9月30日
その後 特定事業者に該当した日から6か月以内
変更の場合 変更後速やかに

提出先：所管の県事務所（電子申請・届出システムの利用も可能）
又は中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）

提出部数：1部

（1）対象とする化学物質

条例の特定化学物質取扱量の届出が必要な特定化学物質が対象となります。

なお、その他、取り扱う化学物質の性状、取扱量等を考慮して、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて自主的に選定した化学物質も対象となります。

（2）提出の対象者 = 特定事業者

「特定事業者」が対象となります。特定化学物質取扱量届出の対象者が特定化学物質等取扱事業者であり、このうち、特定化学物質等を取り扱う1事業所において、常時使用する従業員数が21人以上となる事業所が「特定事業所」に該当します。「特定事業所」を有する事業者が特定事業者であり、管理書の提出が必要です。取扱量等の把握の場合は届出前年度の4月1日時点で従業員数を判断しましたが、管理書作成の場合の「常時使用する従業員数」は、21人以上になった時点で判断し、便宜上、毎月1日の時点での従業員数で判断します。常時使用する従業員数は、期間を定めずに使用されている人若しくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人、又は前月及び前々月にそれぞれ18日以上使用されている人をいい、嘱託、パート、アルバイトも含まれます。

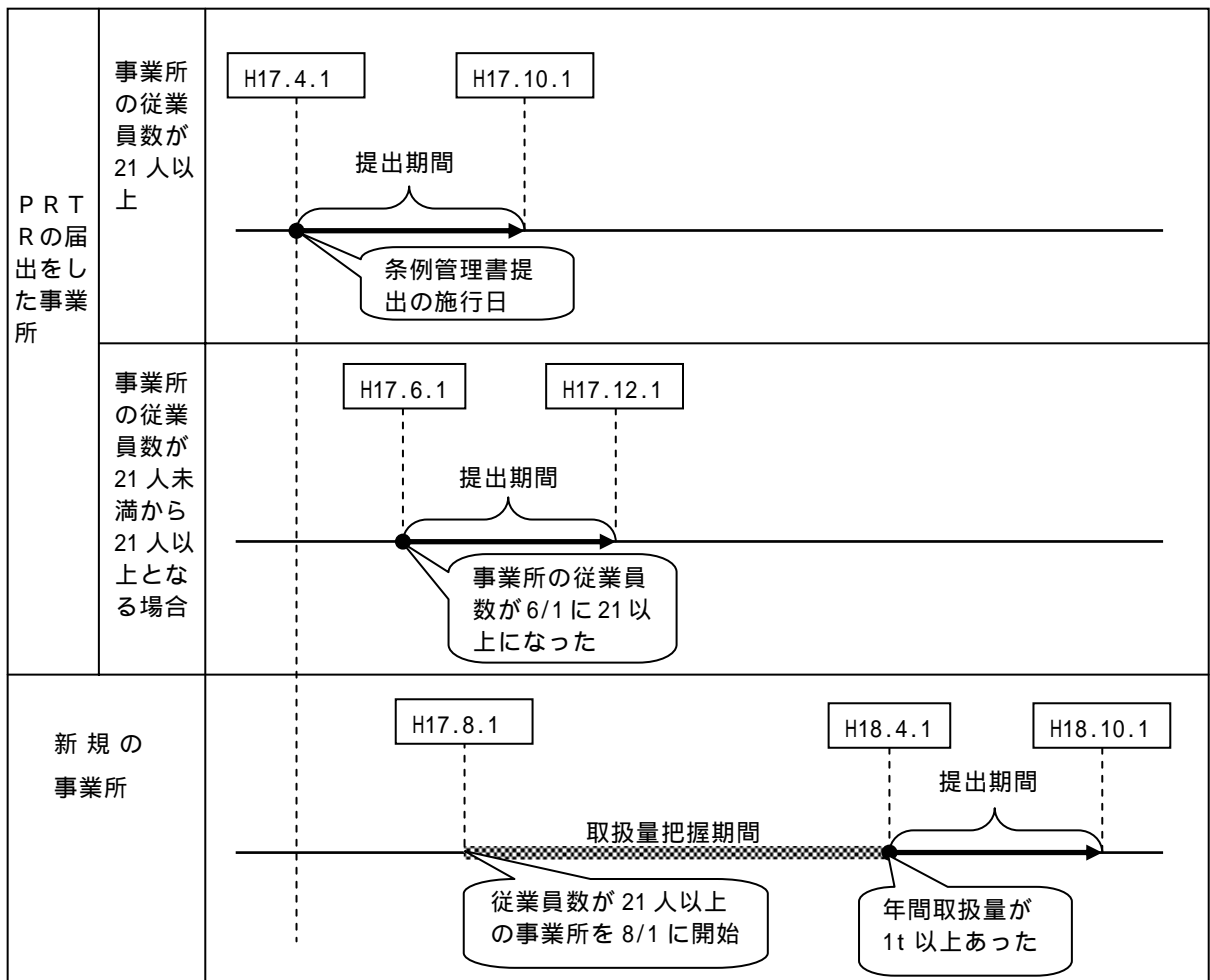
（3）提出の時期

特定事業所に該当することとなった日から6ヶ月以内に管理書を提出しなければなりません。

特定事業所への該当の有無は事業所の従業員数と特定化学物質の取扱量とで判断します。

特定化学物質の取扱量の把握は4月1日～3月31日であり、取扱量により対象業者になるかならないかの判断は4月1日現在で行います。ただし、年度途中で事業を開始した場合には事業開始日が起点になり、その時点から年度末までの取扱量を年間取扱量として判断します。このことから取扱量により管理書提出義務が確定するのは取扱量の届出と同様に取扱量把握の翌年度である4月1日となります。

管理書提出の時期



(4) 管理書の変更

提出済みの管理書の以下の内容を変更した場合は、速やかに変更内容を反映した管理書を提出してください。

- ア 管理方針及び管理計画（例：管理方針及び管理計画の内容変更）
- イ 取り扱う化学物質の名称（例：管理対象化学物質の追加・削除）
- ウ 取扱施設における管理方法（例：管理方法の変更）
- エ 管理組織（例：指示系統の変更、管理責任者等の職務の変更）
- オ 事故の予防及び事故発生時の措置（例：事故時の連絡体制の変更）

(5) 管理書作成(変更)提出書の記入方法

特定化学物質取扱量届出書と同じように記入します。

ア 特定事業所ごとに作成します。

イ あて先 所管の県事務所長又は中核市の市長あて

ウ 提出者

- ・ 事業者(株式会社等)の登記簿の住所、代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- ・ 提出者本人が署名した場合は、押印は必要ありません。
- ・ 工場長名等で提出する場合は工場長名等を併記し、工場長等印を押印し、委任状を添付してください。

エ 事業所の名称、所在地、従業員数、業種等

管理書作成の対象となった特定事業所について記入してください。従業員数は事業者(会社等)全体の従業員数でなく、特定事業所のみ的人数です。

オ 変更の概要

変更の場合だけ、変更部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させて記入してください。

カ 連絡先

連絡先の電話番号を必ず、記入してください。メールアドレスがある場合は記入してください。

(6) 管理書の作成方法

管理書の様式は定っていませんので、21ページに作成例を示しますが、あくまでも作成例なので、事業所の実情に合った管理書を作成してください。

ア 管理書に記載する内容

管理書は、管理指針に定められた事項を参考に次の(ア)から(オ)について作成します。

(ア) 方針及び管理計画

管理方針は事業所としての化学物質の適正管理を推進するための基本方針を記載します。事業所における化学物質の管理方針を作成することが目的ですが、事業者全体の基本方針でもかまいません。

管理計画は管理方針に従って設定した具体的な削減等の目標、対策、達成時期を記載し、具体的な数値目標を記載する場合は、削減等の目標物質ごとに取扱量が排出量か、事業所全体か、部門等かを明らかにしてください。

(イ) 化学物質の名称

管理対象としている特定化学物質の名称及びP R T R法の号番号を記載します。別名がある場合は別名で記載してください。

(ウ) 取扱施設における管理方法

管理対象とした化学物質を製造、使用及び貯蔵する過程において取り扱う施設における管理の方法について記載します。化学物質の取扱工程がわかるフローシートを記載してください。

管理指針の次の内容について記載します。

管理指針 2(4) 排出防止対策

- ア 取扱施設の適正な保守管理
- イ 取扱施設からの排出抑制措置
- ウ 代替物質への転換の検討

排出抑制措置の例

(ア) 流出、飛散及び地下浸透防止措置

脱脂工程、洗浄工程：脱脂槽へのふたの設置、洗浄装置の密閉化
塗装工程：塗装スプレーの改良等

排ガス処理装置の設置（直接燃焼法、「触媒燃焼法」、「吸着法」、「低温凝縮法」など）

ドライクリーニング：排ガス吸着装置

メッキ工程：排ガス処理装置等の設置

(イ) 敷地外への流出防止措置

敷地周囲への側溝・油水分離槽の設置

取扱施設周囲への防液堤の設置

(ウ) 廃棄物の排出抑制及び必要に応じた処理施設の設置

廃棄物に含まれる化学物質の毒性、性状等を考慮し、分別、回収、再利用を行い、必要に応じて、廃棄物の減量化、無害化、最終処理のための処理施設を設置する。

(エ) 取扱工程及び取扱施設の見直し並びに代替技術の導入

化学物質の環境への排出を低減するため、取扱工程及び取扱施設の見直しによる合理化や代替技術の導入を積極的に進める。

プラスチック製品製造業：クラフト粘着テープ製造のホットメルト化による有機溶剤使用廃止

(オ) 回収及び再利用施設の設置

ドライクリーニング業：排ガス吸着装置

金属機械製造業：有機溶剤の回収設備設置

代替物質への転換例

金属機械製造業：水系洗浄剤への転換
シンナー主成分のトルエン、キシレンを代替物質へ転換

塗装業：水系塗料、ハイソリッド型塗料、無溶剤形塗料、粉体塗料の使用等

電気機械器具製造業：ハンダの鉛フリー化
DCモーター接点材料のカドミウムフリー化

(エ) 管理組織

管理指針に従って組織した管理組織について記載します。管理責任者及び担当者、組織図、教育・訓練について記載してください。

管理指針 2 (5) 管理組織

- ア 管理責任者及び担当者の選任
- イ 管理責任者及び担当者の役割
- ウ 教育及び訓練

(オ) 事故の予防及び事故発生時の措置

管理指針に従い、事故の予防及び事故発生時の措置について記載してください。

管理指針 3

(1) 事故予防対策

- ア 取扱化学物質の危険性の周知
- イ 取扱施設の保守管理
- ウ 取扱施設の整備及び改良
- エ 連絡体制の整備
- オ 避難体制の整備
- カ 応急措置体制の整備
- キ 事故対応マニュアルの作成
- ク 訓練の実施

(2) 事故発生時の措置

- ア 被災状況の確認及び人命救助
- イ 事故発生時の応急措置及び通報
- ウ 周辺住民への連絡
- エ 流出防止等の措置

イ ISO14001環境管理システムなどにより、管理指針に従った化学物質管理を行っており、環境管理システムの化学物質管理規定類等を管理書とする場合は化学物質管理規定類等の化学物質管理内容のわかる書類の写し及び認定証の写しを添付してください。

化学物質に関するリスクコミュニケーションとは？

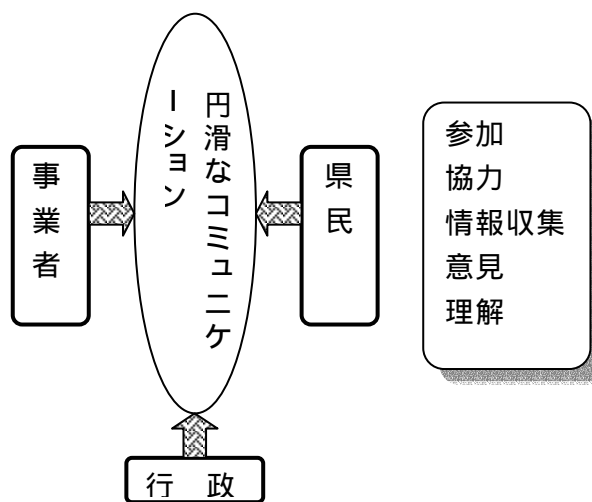
化学物質に関わる利害関係者が相互の信頼性と理解のレベルを向上させるために、化学物質を取り扱うことによるリスクやその対策について、相互に情報や意見を交換し合うこと。

意義

- ・ 事業者と地域社会とのつながりができる。
- ・ 互いの理解が深まる。
- ・ 化学物質管理への取組みや認識が互いに深まる。

事業者におけるコミュニケーションの一般的な進め方

- ・ 化学物質管理体制の整備
- ・ 化学物質の排出に伴う環境影響の検討
- ・ 化学物質管理等に関する情報の公開
- ・ 化学物質等に関する意見交換



- ・ 事業者、県民が化学物質に関して相談できる人材や窓口の確保
- ・ 事業者における専門の人材養成支援
- ・ 県民の化学物質に関する理解度増進策
- ・ 幅広い化学物資情報の発信
- ・ 化学物質に関するコミュニケーション実施に向けた事業者への助言

(7) 管理書作成(変更)提出書の記入例

様式第47(第78条関係)

特定化学物質等管理書作成(変更)提出書
平成××年××月××日

事務所長 殿

〒460-0000
住 所 名古屋市中区三の丸1-2
提出者 郵便番号 株式会社
氏 名 代表取締役 愛知太郎
代理人 〒000-0000
市 町 丁目1番地
愛知第2工場長 工場長印
(名称及び代表者の氏名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第69条第2項の規定により、特定化学物質等管理書を作成(変更)したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	株式会社 愛知第2工場	
事業所の所在地	市 町 丁目1番地	
事業所において常時使用される従業員の数	50人	
	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
主たる業種	輸送用機械器具製造業	3100
	金属製品製造業	2800 ←
	自動車整備業	7700
	燃料小売業	5930
特定化学物等管理書	別添のとおり。	
変更の概要	←	
受付欄		
連絡先	所 属	愛知第2工場 環境管理部管理課
	氏 名	化学 管太郎 ←
	電話番号	- - 11
	ファクシミリ番号	- - 12
	メールアドレス	Kantarou_kagaku@oo.or.jp

日付は提出日、郵送の場合は投函日

本社の住所、代表取締役名、代表者印で提出してください。工場長名で提出する場合は工場長名等を併記し、工場長印を押印し、委任状を添付してください。

会社全体の従業員数でなく、事業所(愛知第2工場)だけの人数。

業種、産業分類番号はPRTL法の届出と同じものを記入してください。

変更の場合に記入します。

提出後に問い合わせをさせていただきますので必ず記入してください。

- 備考 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

(8) 管理書作成例

これは作成例なので、これを参考にそれぞれの事業所の実情に合った管理書を作成してください。

特定化学物質等管理書

平成 年 月 日作成

1 管理方針及び管理計画

事業所（工場）内で取り扱う化学物質については、次に定める管理方針及び管理計画に従い対策を実行し、目標を達成する。

(1) 管理方針

- ア 有害な化学物質は出来るだけ使用せず、排出量、使用量の削減に努める。
- イ 情報開示を進め、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進する。
- ウ 化学物質の漏出防止を徹底し、事故の未然防止に努める。

(2) 管理計画

ア 化学物質の削減目標及び対策

化学物質	鉛	塩化メチレン	トルエン キシレン
目 標	鉛を含む資材を全廃する。	平成 16 年度比取扱量を事業所全体で 4 割削減する。	平成 16 年度比排出量を事業所全体で 1 割削減する。
目標達成時期	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 20 年度末
対 策	鉛を含まない塗料に切り替える。	ガス回収装置を設置する。	塗装工程の排ガス処理施設の除去率を 60% から 80% に向上させる。

イ 化学物質管理システムの構築とリスクコミュニケーションの推進

化学物質管理システム	平成 年度末までにコンピューターによる管理システムを構築する。
情報開示とリスクコミュニケーション	平成 年度末までに、リスクコミュニケーション社内マニュアルを作成する。

ウ 化学物質の漏出防止の徹底

事故の発生 0 を目標に、化学物質取扱マニュアルによる管理を徹底する。

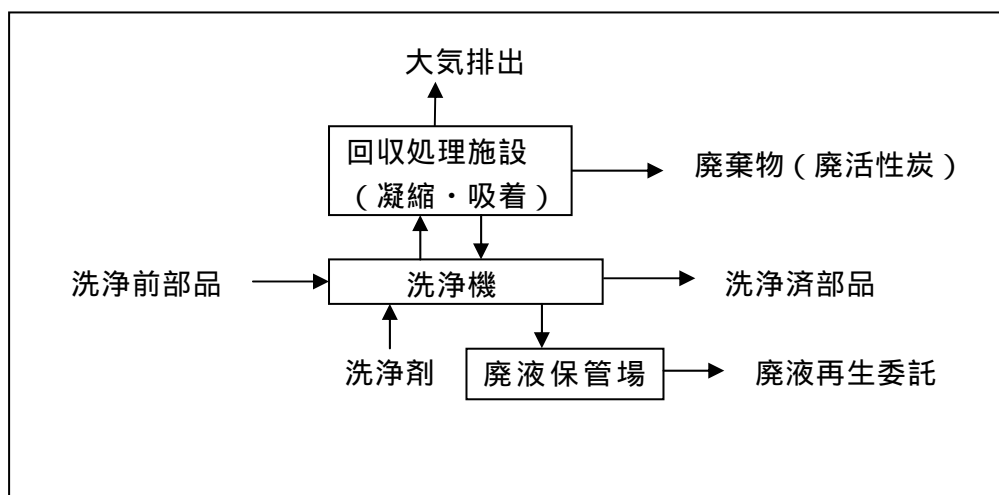
2 管理対象化学物質

特定化学物質 の名称	塩化メチレン	鉛	キシレン	トルエン
P R T R 法号 番号	1 4 5	2 3 0	6 3	2 2 7
使用目的	洗浄剤	塗料	塗装用溶剤	塗装用溶剤
取扱工程	部品洗浄工程	塗装工程		
取扱施設	部品洗浄機(2基)	塗装ブース(3基)		

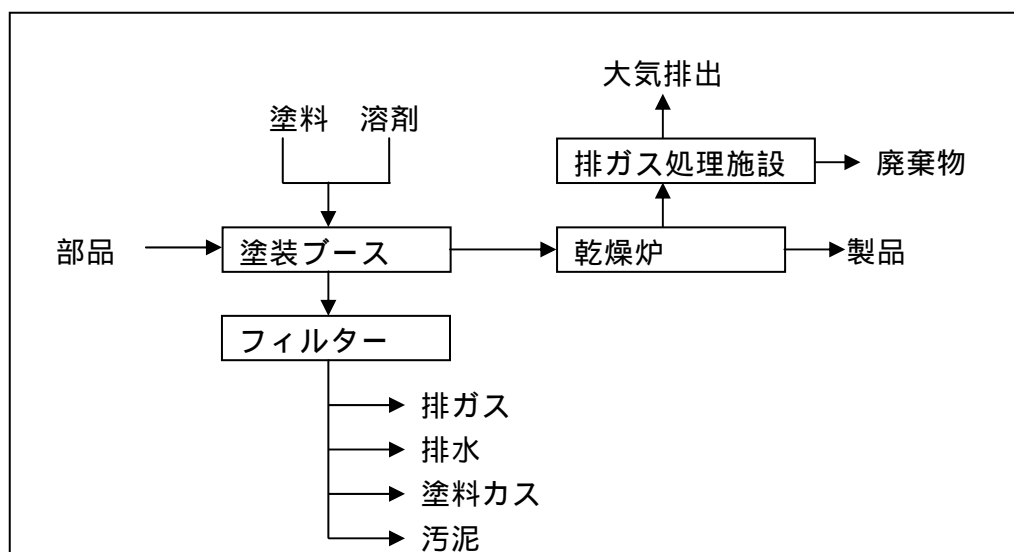
3 取扱施設における管理方法

(1) 取扱工程フローシート

部品洗浄工程



塗装工程



(2) 取扱施設の適正管理

ア 取扱施設の保守管理

(ア) 化学物質の取扱施設の定期点検は点検リストに従って実施し、点検記録簿に記載する。

毎日の運転状況の確認により、異常の有無を確認

1ヶ月に1回、取扱施設機器の緩み、漏れ、亀裂、腐食等を点検

6ヶ月に1回、処理効率の確認、運転条件の見直し等を実施

(イ) 化学物質管理担当者は点検結果に基づき、遅滞なく施設の修理及び改良を実施

イ 取扱施設からの排出抑制措置

(ア) 流出、飛散及び地下浸透防止措置

取扱施設は工場内（床面コンクリート・モルタル張り）に設置し、流出液貯留槽を設置

化学物質取扱マニュアルに従い管理

化学物質取扱マニュアルの内容

a 購入（化学物質の登録、購入量、在庫量の管理方法）

b 貯蔵（貯蔵量の限度、貯蔵場所及び方法）

c 表示（貯蔵場所に注意事項等の表示）

d 取扱（取扱方法及び設備、取扱上の注意事項、取扱量の管理方法）

e 廃棄（廃棄物の保管及び処理方法）

(イ) 敷地外への流出防止措置

敷地周囲に側溝を設置し、沈殿分離槽を通じて排出

(ウ) 廃棄物の排出抑制及び必要に応じた処理施設の設置

洗浄液の更新頻度を見直し、廃棄物量を抑制

廃液は再生事業者へ委託し、再利用

(エ) 取扱工程及び取扱施設の見直し並びに代替技術の導入

有機塩素系洗浄機を廃止し、アルカリ洗浄施設等への転換を推進

塗装工程を改善し、有機溶剤使用量を削減

(オ) 回収及び再利用施設の設置

洗浄機にガス回収装置（冷却凝集・吸着）を設置し、使用量削減及び排出量を削減

ウ 代替化学物質への転換の検討

社内検討委員会において検討を進め、以下の代替化学物質への転換を進める。

鉛を含む塗料から鉛を含まない塗料へ転換

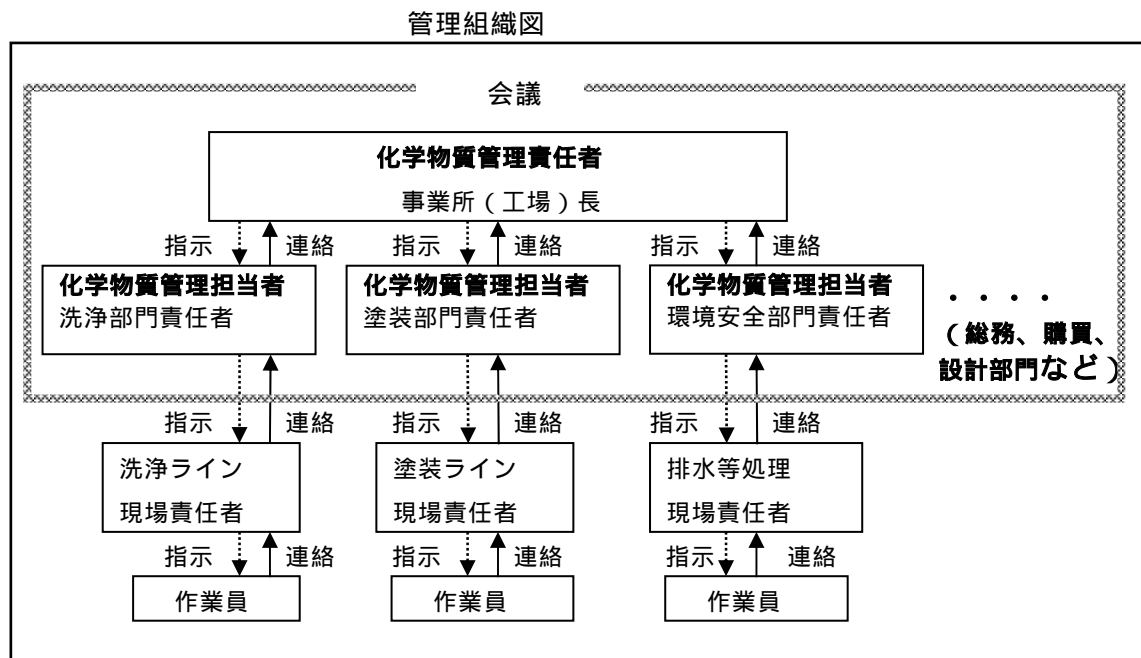
有機塩素系洗浄剤からアルカリ洗浄剤へ転換

有機溶剤系塗料から水系塗料、ハイソリッド塗料へ転換

3 管理組織

(1) 化学物質管理組織の整備

事業所（工場）の化学物質管理体制は、下図のとおりとする。



(2) 化学物質管理責任者等の職務

ア 化学物質管理責任者の職務

- 化学物質の管理方針及び管理計画の作成
- 管理組織に係る職務分担の決定
- 化学物質取扱マニュアルの作成
- 取扱工程及び取扱施設の見直しによる化学物質の排出抑制の検討
- 代替化学物質への転換の検討
- 化学物質に関する従業員への教育
- 化学物質の管理に係る会議の開催
- 事故対応マニュアルの作成
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

イ 化学物質管理担当者の職務

化学物質管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質の適正な管理に努める。

(3) 教育及び訓練

ア 化学物質を取り扱う従業員への教育・訓練内容

- 取り扱う化学物質に関する化学物質安全管理データシート（MSDS）などの情報内容
- 化学物質の適正な管理に関する知識、技能及び安全管理
- 化学物質の適正な取扱いに関する訓練

イ 年間実施計画

毎年度4月に講習会及び現場実地訓練を実施

年度途中で人員交替があった場合は新たに配置された者に対し、随時、講習会及び訓練を実施

事故の予防及び事故発生時の措置は化学物質取扱施設及び取り扱う化学物質により異なりますので、事業所の実情に合った具体的な対応措置を記載してください。

4 事故の予防及び事故発生時の措置

(1) 事故予防対策

ア 事故予防対策の内容

事故対応マニュアルの作成

取扱化学物質に関する危険性を周知するための表示を取扱施設に掲示

バルブ類の誤動作防止のための表示

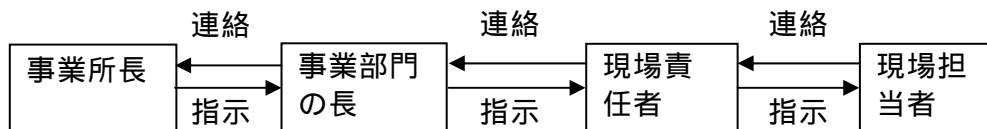
年4回事故防止のための定期点検の実施

転倒防止装置を設置するなど、耐震性の強化

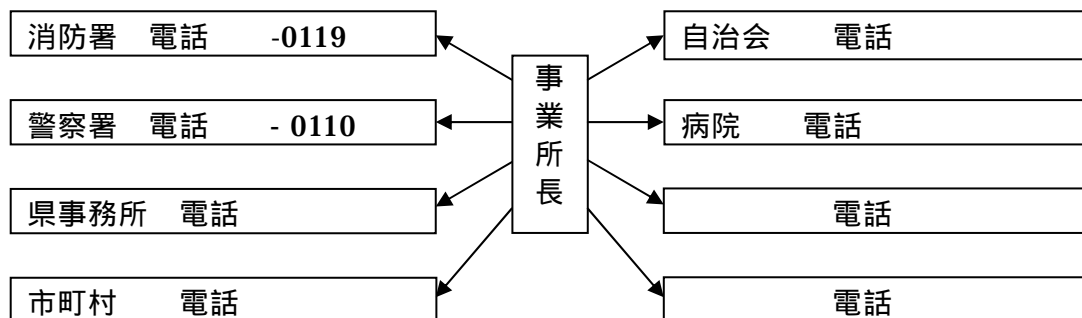
取扱施設へオーバーフロー防止のための警報装置の設置

イ 連絡体制

事業所（工場）内連絡体制



社外連絡体制



ウ 避難体制の整備

避難場所は事業所内の駐車場とし、避難経路は風向きなどを考慮して判断し、現場責任者が指示する。

緊急用防災用資機材は現場又は消防防災庫内に保管

整備済み機材：オイルフェンス、オイルマット、消火器、ガス検知器、呼吸保護用具、放水銃、被災者運搬用の担架、簡易測定器

エ 応急措置体制の整備

事件事例（発生原因、被害）の収集、整理

非常運転停止装置を設置

遮断装置（バルブ）の停止箇所を明示

流出した化学物質を回収するための流出防止溝、非常用貯留槽の設置

オ 防災訓練

想定した事故に対応するため、事業所従業員全員参加の防災訓練を毎年3月、9月に実施

（2）事故発生時の措置

ア 被災状況の確認及び人命の救助

事故現場の現場責任者は、事故現場及びその周辺の被災状況を確認し、被災者がある場合は、人命救助を優先して、速やかな措置を行う。

イ 事故発生時の応急措置及び通報

事故発見者は事業所内連絡体制により事故発生を直ちに報告

非常運転停止装置を作動させ、関連施設を完全に停止するとともに、明示された遮断装置により配管等を全て閉鎖

必要に応じ、周辺への影響があると判断したときは速やかに社外連絡体制を通じ、関係機関等に通報

ウ 流出防止等の措置

化学物質が環境中に流出し、影響を及ぼすおそがあると現場責任者が判断したときは、次の対応措置をとる。

環境への拡大防止、化学物質の除去等の軽減措置

環境調査

周辺地域における大気、水質（地下水を含む。）、土壌等への化学物質の拡散状況の調査を速やかに実施する。なお、簡易測定器で測定可能な項目は簡易測定器を使用する。

周辺住民及び関係機関への情報提供

6 特定事業所における事故時の措置の届出等

特定事業所については条例第70条により、応急措置の実施、知事への通報及び応急措置の内容等の届出が義務付けられています。事故に対する応急措置が講じられていないと認められる場合は、知事から措置を命ぜられることがあり、また、事故の再発を防止するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告されることがあります。

通報

特定事業所で事故が発生した場合は直ちに排出防止等の応急措置を講じ、事故の状況を所管の県事務所又は中核市に通報しなければなりません。

通報義務者 : 特定事業者（条例の特定化学物質取扱量届出の対象事業者であって、常時使用する従業員の数が21人以上の特定事業所を有する事業者）

通報対象事故 : 特定化学物質を取り扱う施設について生じた破損、故障、誤動作、操作ミス等による事故であって、特定化学物質が大気中又は公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことによって、人の健康・生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

通報の内容 : 事故の状況（事故発生箇所、特定化学物質名、事故発生日時、事故の発生状況（周辺の被害状況、化学物質の排出状況等）、原因など）

通報の方法 : 電話、FAXなど

通報時期 : 直ちに

通報先 : 所管の県事務所又は中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）
中核市へは平成17年4月1日から事務委譲

**化学物質に関する事故が発生してしまっ
た場合は直ちに通報**

届出

まず、応急措置・通報

通報後、速やかに事故時の応急措置及び再発防止ための措置等について、所管の県事務所又は中核市へ届け出なければなりません。

届出期限 : 事故後速やかに

届出先 : 所管の県事務所又は中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）
中核市へは平成17年4月1日から事務委譲

届出部数 : 1部

(1) 通報・届出対象事業所 = 特定事業所

特定化学物質（PRT R法の第1種指定化学物質）をPRT R法の届出対象量以上に取り扱っている事業所であって、事業所において常時使用する従業員数が21人以上の事業所が特定事業所です。

(2) 届出必要事項

次ページに参考様式を示しましたので、次の必要事項を記載して、作成してください。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
事業所の名称及び住所ではなく、個人の場合は住民票の住所、法人の場合は商業登記簿の名称、住所、代表者名を記載してください。

イ 特定事業所の名称及び所在地

事故を起こした特定事業所の名称と所在地を記載してください。

ウ 発生した事故により大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称

P R T R法の第一種指定化学物質の名称又は別名を記載し、併せて号番号を記載してください。

エ 事故の発生日時

事故を発見した日時でなく、事故が発生した日時を記載してください。推定となる場合は「・・・時頃」と記載してください。

オ 事故の通報の日時

届出先に通報した最初の日時を記載してください。

カ 事故の発生状況及びその原因の概要

事故の発生箇所、排出等物質、排出等経路、総排出等量、河川等への排出等量、被害状況、排出等量の算出方法、事故原因、その他参考事項を記載し、地図などの参考資料を添付してください。

キ 応急措置及び再発防止ための措置の概要

応急措置の概要には講じた応急措置（排出防止措置及び回収措置等）の内容、時期、それによる回収量、効果等を記載してください。再発防止の措置は、事故再発防止の対策について、実施時期を明記して記載してください。

(3) 届出の時期

事故が起きた場合は、事故の状況を直ちに通報し、その後、速やかに、届け出てください。

条例に基づく事故発生時の応急措置、知事への通報・届出は特定事業者には義務付けられたものですが、管理指針の事故予防及び事故発生時の措置（応急措置・通報）は取扱量にかかわらず、化学物質を業として取り扱うすべての事業者の方が留意することとして定められています。



(4) 参考様式

特定事業所の事故時の措置に関する届出書

平成 年 月 日

殿

住 所
届出者 郵便番号
氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

県民の生活環境の保全等に関する条例第 7 0 条第 1 項により、事故時の措置を、次のとおり届け出ます。

事故の状況	事故が発生した特定事業所	特定事業所の名称			
		特定事業所の所在地			
	発生した事故により大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称				
	事故の発生日時	年 月 日 時 分	事故の通報の日時	年 月 日 時 分	
	事故の発生状況及びその原因の概要				
講じた措置の概要	応急措置				
	再発防止措置				

【Q & A】

取扱量の把握対象化学物質は？

Q 1：条例の特定化学物質等の取扱量の把握対象物質は、P R T R法の排出・移動量の対象物質以外も含まれるのか。

A 1：P R T R法に基づく排出・移動量の届出対象物質に関して、把握している取扱量を条例に基づき届け出ていただくこととなりますので、当該対象物質以外は含まれません。

特別要件施設の取扱いは？

Q 2：特別要件施設があるため、P R T R法の届出対象となっているが、条例の取扱量の届出対象となるか。

A 2：特別要件施設のみでP R T R法の届出対象となった事業者は、P R T R法に基づき取扱量を把握していないことから、条例の取扱量の届出対象とはなりません。なお、事業所内で使用する化学物質の年間取扱量が1トン(特定第一種指定化学物質の場合は0.5トン)以上ある場合は届出対象となります。

管理書の管理対象とする化学物質の範囲は？

Q 3：管理指針により管理対象とする化学物質は自主的に決定することとなっているが、特定化学物質であっても取扱量が非常に少ない場合はどうか。

A 3：少なくとも、条例の特定化学物質取扱量の届出が必要な化学物質は管理対象となります。なお、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものと自主的に判断したものは、管理対象としてください。

管理書は毎年提出か？

Q 4：管理書は毎年提出が必要か。

A 4：一度提出し、その後変更がなければ提出の必要はありません。

管理書はまとめて提出してもよいか？

Q 5：管理書は事業所ごとに作成し、届け出ることと規定されているが、化学物質管理を全社的に統一して行っており、方針、削減目標も全社的に行っている場合は、各事業所をまとめて1つの提出書で提出してもかまわないか。

A 5：事業所ごとに提出していただくこととなります。

管理書の氏名等の変更の提出は？

Q 6：管理書の変更提出書は法人の住所、名称、代表者、事業所の名称及び所在地が変更した場合も必要か。

A 6：変更提出書は管理書の内容を変更したときに提出するものであり、氏名等の変更は毎年度の特定化学物質取扱量届出書により把握できるため必要ありません。

ISO14001の認証事業所の管理書は？

Q7：ISO14001の認証を受けていれば管理書の作成・提出は必要ないのか。

A7：管理指針に従った化学物質管理を行っており、管理書の代わりとなる化学物質管理規定類等があれば改めて作成する必要はありません。提出書に化学物質管理規定類等の化学物質管理内容のわかる書類の写し及び認定証の写しを添付してください。

取扱量の情報開示は？

Q8：特定化学物質取扱量の届出内容についてはすべて、情報開示されるのか。

A8：取扱量の集計結果は公表します。個別の事業所データについては愛知県情報公開条例に基づき情報開示請求することができますが、開示内容については個々に判断されません。

管理書の情報開示は？

Q9：管理書の作成（変更）提出書の内容はすべて情報開示されるのか。

A9：愛知県情報公開条例に基づき情報開示請求することができますが、開示内容については個々に判断されます。なお、管理書は事業者自らが公開し、住民等とのリスクコミュニケーションに積極的に活用されることが望まれるものです。

少量取扱いの特定化学物質も事故通報・届出の対象か？

Q13：条例では特定事業所における事故時の措置の届出は特定化学物質の事故について行うことになっているが、PRTR法の届出が不要である取扱量が少量の特定化学物質についても必要か。

A13：当該特定事業所から事故により特定化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ又は生じるおそれがある場合は年間取扱量が少量のものであっても対象となります。

天災による事故も対象か？

Q14：条例や管理指針の「事故」には地震、台風などの天災による事故も含まれるのか。

A14：天災による事故も含まれます。

【参考資料】

県民の生活環境の保全等に関する条例の逐条解説（化学物質関係抜粋）

第 8 節 化学物質の適正な管理

（化学物質適正管理指針の策定等）

- 第 6 7 条 知事は、化学物質（元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。以下同じ。）を業として取り扱う者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第 3 8 条第 2 項の規定は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更した場合について準用する。
- 3 化学物質を業として取り扱う者は、化学物質適正管理指針に留意して、化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を適正に行うよう努めなければならない。

（趣旨）

化学物質には、有害性の程度に違いがあるものの、有害なおそれがあるものが多くあることから、そのような化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止する必要性がある。

このため、化学物質の製造、使用等の取扱いに当たって、有害性のある化学物質の環境への排出を抑制する観点から、化学物質を取り扱う事業所において化学物質の適正な管理を効果的に実施していくことができるよう、知事が化学物質適正管理指針を策定することとしたものである。

本条は、化学物質を業として取り扱う事業者は、営む業種や規模にかかわらず、化学物質の製造、使用等の取扱いに当たって、化学物質適正管理指針に従ってその適正な管理に努める義務があることを規定したものである。

（解説）

- （ 1 ）「化学物質を業として取り扱う者」とは、事業活動において、化学物質を製造、使用等をする過程において、取り扱う事業者をいう。
- （ 2 ）「化学物質を適正に管理する」とは、有害性のある化学物質の環境へ排出を抑制するため、その化学物質の取扱施設の適正な保守管理及び排出抑制措置、より有害性の小さい化学物質への転換、化学物質の排出を伴う事故の未然防止、事故により排出された有害な化学物質の排出拡大防止等をいう。
- （ 3 ）愛知県化学物質適正管理指針については、平成 1 5 年 8 月 2 2 日の愛知県公報に愛知県告示第 6 6 4 号として登載し、同年 1 0 月 1 日に施行した。

(特定化学物質の取扱量の把握等)

第 6 8 条 特定化学物質等 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 1 1 年法律第 8 6 号) 第 2 条第 5 項第 1 号に規定する第一種指定化学物質等をいう。以下同じ。) を業として取り扱う者で規則で定める事業所 (以下「特定化学物質等取扱事業所」という。) を有していることその他規則で定める要件に該当するもの (以下「特定化学物質等取扱事業者」という。) は、その事業活動に伴う特定化学物質 (同条第 2 項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。) の取扱量を、規則で定めるところにより、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに把握しなければならない。

2 特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

規 則

(特定化学物質の取扱量の把握等)

第 7 7 条 条例第 6 8 条第 1 項の規則で定める事業所は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 (平成 1 2 年政令第 1 3 8 号) 第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営むもので、同令第 4 条第 1 号イ又は口のいずれかに該当するものとする。

2 条例第 6 8 条第 1 項の規則で定める要件は、常時使用する従業員の数が 2 1 人以上であることとする。

3 条例第 6 8 条第 1 項に規定する特定化学物質の取扱量の把握は、化学物質適正管理指針に従い行わなければならない。

4 条例第 6 8 条第 2 項の規定による届出は、毎年度 6 月 3 0 日までに、特定化学物質取扱量届出書 (様式第 4 6) によってしなければならない。

5 条例第 6 8 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 特定化学物質等取扱事業所の名称及び所在地

三 特定化学物質等取扱事業所において常時使用される従業員の数

四 特定化学物質等取扱事業所において行われる事業が属する業種

五 条例第 6 8 条第 1 項の規定により取扱量を把握した特定化学物質の名称ごとの取扱量

(趣旨)

化学物質の適正な管理を推進するに当たり、どのような化学物質をどれだけの量取り扱っているかの情報は、管理の基本となる情報であり、事業者は取扱量のうちの一部又は全部が環境に排出される可能性があることを認識して適正な管理をする必要がある。

また、県としても事業者が行う化学物質の適正な管理の促進を支援するため、取扱量などの情報を活用し事業者に提供する必要がある。

このため、事業者が取扱量を把握し、それを届出することを規定するものである。

なお、この届出の趣旨は、取扱量に係る化学物質の種類や数量を制限するものではない。

(解説)

- (1) 「特定化学物質等」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号(PRT法)第2条第5項第1号に規定する第一種指定化学物質等で、具体的には、第一種指定化学物質及び第一種指定化学物質を含有する製品を指し、製品とは、製品中に含まれる第一種指定化学物質の割合や製品の形状等の要件を満たすものである。
- (2) 「特定化学物質等取扱事業所」とは、規則で定める事業所としており、規則には、対象業種を営むこと及び一定量以上の特定化学物質の取扱量があることを規定することとしている。
- (3) 「特定化学物質等取扱事業者」とは、特定化学物質等取扱事業所を有し、規則で定める要件に該当する事業者としており、規則には、常時使用する従業員の数が21人以上であるものを規定することとしている。
- (4) 「特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに」とは、取扱量の把握は、それぞれの特定化学物質等取扱事業所別に、それぞれの特定化学物質ごとに把握することを意味する。
- (5) 「毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量」とは、届出の対象となるのは、前年度1年間の把握結果である。

(特定化学物質等管理書の作成等)

第69条 特定化学物質等取扱事業所で規則で定めるもの(以下この節において「特定事業所」という。)を有している特定化学物質等取扱事業者(以下この節において「特定事業者」という。)は、特定事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を定め、当該措置を記載した書面(以下「特定化学物質等管理書」という。)を作成しなければならない。

2 特定事業者は、特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

規 則

(特定事業所等)

第78条 条例第69条第1項の規則で定める特定化学物質等取扱事業所は、当該特定化学物質等取扱事業所において常時使用する従業員の数が21人以上であるものとする。

2 条例第69条第2項の規定による特定化学物質等管理書の提出は、特定化学物質等管理書作成については特定化学物質等を取り扱う者が特定事業者に該当することとなった日から起算して6月以内に、特定化学物質等管理書の変更については変更後速やかに、特定化学物質等管理書作成(変更)提出書(様式第47)によってしなければならない。

(趣旨)

化学物質の自主的な適正管理を効果的に行うには、化学物質の管理の体制、管理計画、管理方法等についてあらかじめ検討し取りまとめ、事業所内の関係者がそれぞれの役割を的確に実施していくことが必要であるため、個々の事業所の実情に応じ、それを書面

として作成し、知事への提出を規定するものである。

なお、化学物質の新しい管理技術などはこれから開発し導入されていくものであることから、管理方法などを見直し、特定化学物質等管理書を変更した場合も提出することとした。

この制度により提出された情報については、化学物質の適正管理を促進するための情報として活用していくこととしている。また、記載された内容は、自主的な適正管理であり、方法、導入技術等管理書の内容について強制し、又は制限するものではない。

(解説)

- (1) 「特定事業所」とは、特定化学物質等管理書の作成を義務付ける事業所で、特定化学物質等取扱事業所のうちで規則定めるものとし、規則では、常時使用する従業員の数が21人以上であるものを規定している。
- (2) 「特定事業者」とは、特定化学物質等取扱事業者のうちで特定事業所を有する者である。
- (3) 「特定化学物質等管理書」とは、特定化学物質等を適正に管理するため、当該事業所の実情に応じた措置として、化学物質適正管理指針に従いその内容を記載した書面である。

(特定事業所における事故時の措置)

第70条 特定事業者は、当該特定事業所において、その施設の破損その他の事故が発生し、特定化学物質が当該特定事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き特定化学物質の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた応急の措置の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、事故の再発を防止するため必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

規 則

(条例70条第1項の規則で定める事項)

第79条 条例第70条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定事業所の名称及び所在地
- 三 発生した事故により大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称
- 四 事故の発生日時
- 五 事故の通報の日時
- 六 事故の発生状況及びその原因の概要
- 七 応急措置及び再発防止ための措置の概要

(趣旨)

特定化学物質の適正管理の促進の観点から、平常時のほかに事故時についても、特定化学物質の環境への排出を抑制する必要がある。また、特定化学物質の排出を伴う事故の拡大や再発の防止のため、事業者による応急措置の実施、知事への通報及び措置報告を規定したものである。

また、事故に伴い特定化学物質の排出がある場合には、迅速に排出防止措置を講じ、排出拡大を防止する必要がある。そのため応急措置が講じられていないと認められる場合は、知事が措置を命令することなどを規定したものである。

なお、再発防止の観点から必要な措置が講じられていないと認められる場合は、知事は措置を勧告ができることとした。

(解説)

- (1) 「施設の破損その他の事故」とは、特定化学物質を取り扱う施設について生じた破損、故障、誤動作、操作ミス等をいう。
- (2) 「事故の状況」とは、事業所内及び当該事故に伴う周辺の被害状況や特定化学物質の排出状況等をいう。
- (3) 「応急措置の内容その他規則で定める事項」とは、事故に伴い発生している特定化学物質の排出防止措置の概要、状況に応じて特定化学物質の回収措置の概要、当該事故の再発防止措置の概要などである。

様式第46（第77条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特定化学物質取扱量届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 100px;">住 所 提出者 郵便番号 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 100px;">印</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">（名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。</p>											
事業所の名称											
前回の届出における事業所の名称											
事業所の所在地											
事業所において常時使用される従業員の数	人										
主たる業種	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 60%;">事業所において行われる事業が属する業種名</th> <th style="width: 40%;">産業分類番号</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号								
事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号										
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。										
受付欄											
連絡先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所 属</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	所 属		氏 名		電 話 番 号		ファクシミリ番号		メールアドレス	
所 属											
氏 名											
電 話 番 号											
ファクシミリ番号											
メールアドレス											

- 備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 2 印の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第47（第78条関係）

<p style="margin: 0;">特定化学物質等管理書作成（変更）提出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>		
<p style="margin: 0;">殿</p>		
<p style="margin: 0;">提出者</p>	<p style="margin: 0;">住所 郵便番号 氏名</p>	
<p style="margin: 0;">印</p>		
<p style="margin: 0;">（名称及び代表者の氏名）</p>		
<p style="margin: 0;">県民の生活環境の保全等に関する条例第69条第2項の規定により、特定化学物質等管理書を作成（変更）したので、次のとおり提出します。</p>		
事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所において常時使用される従業員の数	人	
	事業所において行われる事業が属する業種名	
	産業分類番号	
主たる業種		
特定化学物等管理書	別添のとおり。	
変更の概要		
受付欄		
連絡先	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

- 備考 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

愛知県化学物質適正管理指針の解説

1 目的

この指針は、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)第67条第1項の規定に基づき、化学物質管理指針を定め、もって化学物質を業として取り扱う者(以下「事業者」という。)による化学物質の適正な管理に資することを目的とする。

(解説)

条例67条に基づき化学物質を業として取り扱う事業者が、環境保全上の支障を未然に防止するために、化学物質の適正な管理を行うための必要な方法、措置等について定めたものである。

指針の対象は化学物質を業として取り扱う者すべてとしており、「化学物質を業として取り扱う者」とは、事業活動において、化学物質を製造、使用等をする過程において、取り扱う事業者をいう。また、「化学物質を適正に管理する」とは、有害性のある化学物質の環境へ排出を抑制するため、その化学物質の取扱施設の適正な保守管理及び排出抑制措置、より有害性の小さい化学物質への転換、化学物質の排出を伴う事故の未然防止、事故により排出された有害な化学物質の排出拡大防止等をいう。

2 管理の方法

事業者は、化学物質の適正な管理を図るため、事業所ごとに次の事項について取り組むものとし、本指針に基づき管理する化学物質は、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、事業者が自主的に決定するものとする。

(解説)

事業者が、化学物質の適正な管理をするにあたり、事業所ごとに取り扱う化学物質の種類、取扱量等が異なることから、事業所ごとに取り組むべきものである。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「PRTR法」という。)は第一種指定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的にしている。

本指針もPRTR法における事業者の自主的な管理の改善を促進するという趣旨を踏まえ、管理の対象とする化学物質は、PRTR法における第一種指定化学物質354物質をはじめ、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から判断し、事業者が自主的に定めることとしたものである。

「生活環境」とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係にある動植物及びその生育環境を含むものをいう(条例第2条)。

選定の参考として、PRTR法の第二種指定化学物質や化学物質の審査及び製造に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法などの他法令の対象化学物質等もあげ

られる。

(1) 年間の取扱量、排出量及び移動量の把握

事業者は次の事項に配慮して、化学物質の取扱量、排出量及び移動量を把握する。

ア 年間取扱量

化学物質の年間取扱量は、次に掲げる年間製造量と年間使用量を合計した化学物質の量とする。

なお、条例第68条第1項に規定する特定化学物質の取扱量を算出する方法は、年間取扱量の算出方法と同様とする。

(ア) 年間製造量

化学反応、精製等で作り出された化学物質の量

(イ) 年間使用量

原材料、資材等として用いた化学物質の量

イ 年間排出量及び年間移動量

次の事項に配慮して、化学物質の年間排出量及び年間移動量を把握する。

(ア) 年間排出量

a 大気中及び公共用水域へ排出した化学物質の量

b 当該事業場内の土壌へ排出した化学物質の量

c 当該事業所内に埋立処分した化学物質の量

(イ) 年間移動量

下水道により排出し、又は当該事業所外へ廃棄物として移動した化学物質の量

(解説)

化学物質の環境中への排出を抑制し、漏えいを早期に発見するため、化学物質の収支バランスの把握が有効であり、事業所における取扱量、排出量、移動量を把握することにより、化学物質の収支バランス計算の基礎データ、化学物質適正管理の基礎資料等を得ることとした。

また、条例第68条第1項に規定される特定化学物質の取扱量を把握する方法は、本指針の年間取扱量の算出方法と同様であることをなお書きにより示した。

取扱量、排出量及び移動量の算出については、P R T R法による算出方法に従っており、管理対象とした化学物質について、取扱量、排出量及び移動量を年度(4月1日～3月31日分)ごとに集計し、把握する。

年間取扱量 = 年間製造量 + 年間使用量

年間製造量：化学反応、精製等で作り出された化学物質の量

年間使用量：原材料、資材等として用いた化学物質の量

年間使用量 = 年間購入量 + 年度当初在庫量 - 年度末在庫量

(貯蔵タンク等に搬入・搬出のみを行っている場合も含む。)

年間排出量 = a + b + c

a = 大気中及び公共用水域へ排出した化学物質の量

b = 当該事業場内の土壌へ排出した化学物質の量

c = 当該事業所内に埋立処分した化学物質の量

年間移動量 = 年間下水道への排出量 + 年間廃棄物量

年間下水道への排出量：下水道に排出した化学物質の量

年間廃棄物量：事業所外へ廃棄物として移動した化学物質の量

(2) 情報の収集

事業者は、既存資料及び国、県等のデータベースを活用して化学物質に関する次の事項について情報を収集する。

ア 取り扱う化学物質の種類、爆発性、毒性等の性状、取扱上の注意事項、適用法令等

イ 排出抑制等に関する技術情報

(解説)

当該事業所で取り扱っている化学物質を調査して、その性質、注意事項等を明らかにしておくことにより、当該化学物質に係る事故時はもとより、平常時においても適切な対応が可能となる。また、化学物質は、様々な性質があり、複数の化学物質が混ざり合うことで、思わぬ反応が起こることも考えられるので、絶えずデータを整理して、管理の改善に資するようにしておく。

化学物質の性状及び取扱上の注意事項、適用法令等の情報については、販売業者から入手した化学物質安全管理データシート(MSDS)等により把握するが、この他、排出抑制のために必要な技術情報、事故事例なども収集する。

国、県等の化学物質に関するデータベースが整備されており、インターネットを利用して各種情報を入手することが可能である。

(3) 管理方針及び管理計画

事業者は、次の事項を定める。

ア 管理方針

化学物質の適正な管理を推進するための基本的な考え方を記載する。

イ 管理計画

管理方針に基づき具体的な目標、対策及び達成時期を記載する。

(解説)

化学物質の適正管理を図るための根本的な考えを管理方針として簡潔に、明確にすることにより、従業員全員の意識を共通にして、化学物質の適正管理について、一層の推進を図るものである。また、管理計画として、具体的な削減目標、対策及び達成時期を明らかにすることで、化学物質の削減に係る対策の効率化を図るものである。

(4) 排出防止対策

事業者は、次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるよう努める。

ア 取扱施設の適正な保守管理

(ア) 施設の点検周期及び補修基準の設定

(イ) (ア)の内容に応じ設備ごとに点検リストの作成

(ウ) 点検及び補修等についての記録簿の作成

(エ) 点検結果に基づく施設の修理及び改良

イ 取扱施設からの排出抑制措置

(ア) 流出、飛散及び地下浸透防止措置

(イ) 敷地外への流出防止措置

(ウ) 廃棄物の排出抑制及び必要に応じた処理施設の設置

(エ) 取扱工程及び取扱施設の見直し並びに代替技術の導入

(オ) 回収及び再利用施設の設置

ウ 代替化学物質への転換の検討

(解説)

事業者の化学物質の環境への排出防止対策として、取扱施設の保守点検や流出防止措置を実施し、回収・再利用などにより使用合理化を進め、代替技術、代替物質への転換計画を検討し、実施する。

ア 取扱施設の適正な保守管理

取扱施設の定期点検を実施し、施設の改良を実施することで、配管の腐食、機械の運転不良等による化学物質の漏えい等を防止する。施設の耐用年数等から点検周期を決定し、施設ごとに点検リスト表を作成する。この点検リスト表に従い、定期点検を実施する。点検結果を記録簿に記入し、点検周期に応じた期間保存する。

イ 取扱施設からの排出抑制措置

取扱施設及びその周辺を調査し、流出、飛散の可能性のある場所が発見された場合は、速やかに防止措置を実施する。廃棄物の再利用、分別を行い、必要に応じ化学物質の排出防止のための処理施設の設置や取扱工程の見直し等による化学物質の使用合理化を実施する。

ウ 代替化学物質への転換の検討

環境リスクを低減するため、有害性の低い代替物質への転換の検討を行い、実施する。

(5) 管理組織

事業者は、次の事項により組織を整備し、教育及び訓練を行う。

ア 管理責任者及び担当者の選任

事業者は、次の役割を担当する者を選任し、各構成員の役割分担を定め、これを表示する。

(ア) 管理責任者

化学物質の適正な管理を統括する管理責任者を事業所ごとに1名選任する。

(イ) 担当者

事業所の部門ごとに化学物質の適正な管理を担う担当者を選任する。

イ 管理責任者及び担当者の役割

(ア) 管理責任者の役割

- a 化学物質の管理方針及び管理計画の作成
- b 管理組織に係る職務分担の決定
- c 化学物質取扱マニュアルの作成
- d 取扱工程及び取扱施設の見直しによる化学物質の排出抑制の検討
- e 代替化学物質への転換の検討
- f 化学物質に関する従業員への教育
- g 化学物質の管理に係る会議の開催
- h その他化学物質の管理のための必要事項

(イ) 各担当者の役割

管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質の適正な管理に努める。

ウ 教育及び訓練

化学物質を取り扱う従業員に対し、化学物質の適正な管理に関する次の事項についての教育及び訓練を行う。

(ア) 本指針2(2)によって得た情報

(イ) 化学物質の適正な管理に関する知識、技能及び安全管理

(ウ) 化学物質の適正な取扱いに関する訓練

(解説)

化学物質の適正管理を行うためには、化学物質を取り扱っている工程の見直し、原材料の見直し、施設の管理改善等を行うことが必要であり、事業所全体の管理組織を整備し、教育・訓練を行う。なお、既存の環境管理組織がある場合は、本指針の趣旨を生かしたうえで、その組織を活用することができる。

ア 管理責任者及び担当者の選任

事業所ごとに、化学物質の適正な管理を統括する管理責任者1名及び環境安全部門、購買部門、製造部門などの部門ごとに担当者を選任する。

イ 管理責任者及び担当者の役割

管理責任者及び担当者の役割を示したものである。化学物質取扱マニュアル作成は管理責任者の役割の一つであるが、化学物質取扱マニュアルは収集した情報を基に適正管理が実現できるよう、化学物質の管理に係る措置の内容を具体的に定めるものであり、化学物質取扱マニュアルの例としては次の内容等を含むものである。

- 購入（化学物質の登録、購入量、在庫量の管理方法）
- 貯蔵（貯蔵量の限度、貯蔵場所及び方法）
- 表示（貯蔵場所に注意事項等の表示）
- 取扱（取扱方法及び設備、取扱上の注意事項、取扱量の管理方法）
- 廃棄（廃棄物の保管及び処理方法）

また、担当者は自分の属する部門の意見を取りまとめ、提言、提案、検討及び会議の議決事項を部門内に伝達するなどの役割を務め、管理責任者が定めた職務分担に従い適正な管理に努める。

ウ 教育及び訓練

化学物質を取り扱う従業員に対し、化学物質に関する教育を実施し、化学物質取扱施設における運転操作等の実施訓練を行うことで、適正な運転、操作ミスの防止を図り、化学物質の環境への排出を抑制し、事故の発生を防止する。

3 事故の予防及び事故発生時の措置

(1) 事故予防対策

事業者は、次の化学物質に係る事故予防対策を実施する。

ア 取扱化学物質の危険性の周知

本指針 2 (2) アによって得た情報から安全対策を従業員に周知する。

イ 取扱施設の保守管理

本指針 2 (4) アの事項について定期的な保守管理を行う。

ウ 取扱施設の整備及び改良

取扱施設における化学物質の特性、危険性及び取扱量に応じて、想定できる事故による環境影響を軽減するために整備改良等の対策を検討し、必要な対応策を講ずる。

エ 連絡体制の整備

迅速かつ正確な連絡を行うため、事業所内及び消防、市町村、県事務所、周辺住民等への連絡系統図を作成する。

オ 避難体制の整備

事業所内の避難場所、防災用資機材等の整備を行い、必要に応じ事業所周辺の避難体制を整備する。

カ 応急措置体制の整備

事業所内で発生する様々な事故を想定した応急措置及び拡大防止措置について整備する。

キ 事故対応マニュアルの作成

アからカまでに掲げる内容を組み入れた事故対応マニュアルを作成し、事故に即応できるように備える。

ク 訓練の実施

事故発生時の対応を円滑にするため、事故対応マニュアルにより訓練を定期的かつ計画的に実施する。

(解説)

事故による環境影響を軽減するために、事故予防が重要であり、また、事故発生時の適切な措置により被害を最小限にとどめることが可能である。

次の事項を含めた事故対応マニュアルを作成し、事故に即応できるように備える。事故発生時の対応を円滑にするため、事故対応マニュアルにより訓練を定期的かつ計画的に実施する。ア～ウについては日頃の適正管理に関する部分であり、適正管理指針2(4)排出防止対策の一部でもある。

ア 取扱化学物質の危険性及び周知

調査により得た化学物質情報から、取り扱っている化学物質の安全対策について、管理組織等を通じ従業員に周知する。

イ 取扱施設の保守管理の方法

適切な保守点検は、化学物質の排出防止及び事故対策に役立つ観点から、取扱施設の定期的な保守管理を行う。

ウ 取扱施設の整備及び改良

取扱施設における化学物質の特性、危険性及び取扱量に応じて、想定できる事故による環境影響を軽減するために整備改良等の対策を検討し、必要な対応策を講じる。貯蔵タンクの溶接部分、板厚、配管のジョイント部分の点検等による整備改良などの日頃の適正管理が基本となるものである。

エ 連絡体制の整備のため、連絡系統図を作成する。周辺住民への連絡には関係地区の自治会組織などを活用する。

オ 想定する事故に備え、事業所内に避難場所を確保し、避難、防護などに必要な防災用資機材等(例えば、オイルフェンス、オイルマット、泡消火剤、ガス検知器、呼吸保護用具、放水銃、被災者運搬用の担架など)を整備する。必要な場合は事業所外への避難経路等の事業所周辺の避難体制も整備する。

カ 化学物質取扱施設ごとに想定した事故に即応できるよう検討し、有効な応急措置及び拡大防止措置を整備する。応急措置の例としてはバルブ遮断、施設の運転停止、土のうの積み上げ、排水溝の閉鎖等が考えられる。

(2) 事故発生時の措置

事業者は、化学物質に係る事故発生時に、次の応急措置を状況に応じ適切に行う。

ア 被災状況の確認及び人命の救助

事故現場を所管する責任者は、事故現場及びその周辺の被災状況を確認し、被災者がある場合は、人命救助を優先して、速やかな措置を行う。

イ 事故発生時の応急措置及び通報

本指針 3 (1) キで作成した事故対応マニュアルに従い応急措置及び通報を迅速かつ的確に行う。

ウ 周辺住民への連絡

人の健康又は生活環境への被害を生じ、又は生ずるおそれのある場合は、直ちに周辺住民へ連絡する。

エ 流出防止等の措置

化学物質が環境中に流出し、影響を及ぼすおそれのあるときは、次の対応措置をとる。

(ア) 環境への拡大防止、化学物質の除去等の軽減措置

(イ) 環境調査

(ウ) 周辺住民及び関係機関への情報提供

(解説)

事故発生時は、作成した事故対応マニュアルに従い応急措置及び関係機関等への通報を迅速かつ的確に行い、事故による被害を最小限にとどめる。

ア 被災状況の確認及び人命の救助

事故現場を所管する責任者は、事故現場及びその周辺の被災状況を確認し、被災者がある場合は、人命救助を優先して、速やかな措置を行う。従業員数の確認等の作業は、事故現場を所管する責任者の役割である。

イ 事故発生時の応急措置及び通報

事故対応マニュアルに従い遅れることなく応急措置を実施し、事業所内及び関係機関等への通報を迅速かつ的確に行う。

ウ 周辺住民への連絡

人の健康又は生活環境への被害を生じ、又は生ずるおそれのある場合は、直ちに周辺住民へ連絡する。周辺住民への連絡には関係地区の自治会組織などを活用する。

エ 流出防止等の措置

化学物質が環境中に流出し、影響を及ぼすおそれのあるときは、次の対応措置をとる。

(ア) 環境への拡大防止、化学物質の除去等の軽減措置

事故対応マニュアルに従い、実施可能な限り、拡大防止の措置をとり、流出物等による被害を最小限とするよう回収・除去作業を迅速に実施する。

(イ) 環境調査

化学物質の環境中への流出が確認された場合で、環境への影響のおそれがあると判断されたときは、状況に応じ周辺地域における大気、水域(地下水を含む。)、土壌等への化学物質の拡散状況の調査を速やかに実施する。なお、簡易測定器な

ども採用して迅速に調査を実施する必要があり、取り扱う化学物質に対応できる測定機器の整備、測定方法の訓練が重要となる。

(ウ) 周辺住民及び関係機関への情報提供

事故の詳しい状況等を周辺住民及び関係機関へ情報提供する。

4 化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供

事業者は、化学物質の管理の方法、排出の状況等について、県民の理解を得るために次の事項を必要に応じて行う。

(1) 組織の整備

県民に対し化学物質の管理活動に関して、必要な情報を提供する組織を整備する。

(2) 情報の提供

化学物質の排出状況、事業活動内容、事業所内における化学物質の管理状況等に関し、ホームページへの掲載、説明会の実施等により情報を提供する。

(解説)

事業者は、地域住民との情報の共有、意見交換、相互理解を促進(リスクコミュニケーション)するため、自ら、化学物質の管理方法、排出状況等についての情報を県民に提供することとし、このための体制の整備、県民への情報の提供方法について、具体的に例示したものである。

5 ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が、既に本指針2から4までに定める措置をISO14001による環境管理システムなどにおいて実施している場合にあっては、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

(解説)

ISO14001による環境管理システムは、事業所の環境に関する管理を自主的に行うものである。ISO14001規格の要求事項に基づき環境方針及び計画を作成し、実施及び運用、点検及び是正措置、見直しをして、継続的な改善を行うものである。これは本指針の目的にある化学物質の自主管理に関する考え方と同様であることから、本指針の2 管理の方法、3 化学物質による事故の予防及び事故発生時の措置、4 化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供について、ISO14001により実施している場合は、本指針の措置とすることができることとしたものである。

6 特定化学物質等管理書の作成

特定事業者（条例第68条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業所のうち、当該事業所において常時使用する従業員の数が21人以上である事業所を有する事業者をいう。）が作成する特定化学物質等管理書は、本指針に定められた事項を参考に次の（1）から（5）について作成するものとし、対象とする化学物質は、本指針2に従い取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、定めるものとする。

- （1）管理方針及び管理計画
- （2）化学物質の名称
- （3）取扱施設における管理方法
- （4）管理組織
- （5）事故の予防及び事故発生時の措置

（解説）

条例69条の規定による管理書の作成内容を規定したものであり、特定化学物質等管理書には次の事項を記載する。

なお、特定事業者は作成した管理書をもとに自主的に化学物質の適正管理を推進するとともに、積極的に管理書を公開し、周辺住民への説明や対話（リスクコミュニケーション）に活用することが望まれる。

- （1）管理方針及び管理計画

管理指針2（3）管理方針及び管理計画の内容を記載する。

- （2）化学物質の名称

管理の対象とする化学物質の名称。対象とする化学物質は取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、自主的に選択する。

- （3）取扱施設における管理方法

管理指針2（4）排出防止対策の次の事項について記載する。

- ア 取扱施設の適正な保守管理
- イ 取扱施設からの排出抑制措置
- ウ 代替化学物質への転換の検討

- （4）管理組織

管理指針2（5）管理組織の内容を記載する。

- （5）事故の予防及び事故発生時の措置

管理指針3事故の予防及び事故発生時の措置の内容を記載する。

対象化学物質一覧

条例対象となる特定化学物質は、P R T R法の第一種指定化学物質と同じです。

届出書等へは別名を記入してください。

最左欄の 印は、特定第一種指定化学物質を示します。

号番号	物質名	別名	号番号	物質名	別名
1	亜鉛の水溶性化合物		42	エチレンオキシド	
2	アクリルアミド		43	エチレングリコール	
3	アクリル酸		44	エチレングリコールモノエチルエーテル	
4	アクリル酸エチル		45	エチレングリコールモノメチルエーテル	
5	アクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル		46	エチレンジアミン	
6	アクリル酸メチル		47	エチレンジアミン四酢酸	
7	アクリロニトリル		48	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛	ジネブ
8	アクロレイン		49	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	マンネブ
9	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)		50	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼブ
10	アジポニトリル		51	1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド 又はジクワット
11	アセトアルデヒド		52	4'-エトキシアセトアニリド	フェナセチン
12	アセトニトリル		53	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール	エクロメゾール
13	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル		54	エピクロロヒドリン	
14	o-アニシジン		55	2,3-エポキシ-1-プロパノール	
15	アニリン		56	1,2-エポキシプロパン	酸化プロピレン
16	2-アミノエタノール		57	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
17	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン	ジエチレントリアミン	58	1-オクタノール	
18	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル	59	p-オクチルフェノール	
19	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	アミトロール	60	カドミウム及びその化合物	
20	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸	グルホシネート	61	-カプロラクタム	
21	m-アミノフェノール		62	2,6-キシレノール	
22	アリルアルコール		63	キシレン	
23	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		64	銀及びその水溶性化合物	
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		65	グリオキサール	
25	アンチモン及びその化合物		66	グルタルアルデヒド	
26	石綿		67	クレゾール	
27	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		68	クロム及び3価クロム化合物	
28	イソブレン		69	6価クロム化合物	
29	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	70	クロロアセチル=クロリド	
30	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)	ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)	71	o-クロロアニリン	
31	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール		72	p-クロロアニリン	
32	2-イミダゾリジンチオン		73	m-クロロアニリン	
33	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	74	クロロエタン	
34	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル	75	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン	アトラジン
35	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート	フェノチオール又はMCPAチオエチル	76	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール
36	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	77	クロロエチレン	塩化ビニル
37	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート	EPN	78	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-, , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン	フルアジナム
38	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ペンディメタリン	79	1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール
39	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	80	クロロ酢酸	
40	エチルベンゼン		81	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロボキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール
41	エチレンジアミン		82	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール
			83	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	
			84	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	H C F C -142b
			85	クロロジフルオロエタン	H C F C -22
			86	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	H C F C -124
			87	クロロトリフルオロエタン	H C F C -133

号番号	物質名	別名	号番号	物質名	別名
88	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	130	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニユロン
89	o-クロロトルエン		131	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D 又は2,4-PA
90	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	シマジン 又はCAT	132	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
91	3-クロロプロペン	塩化アリル	133	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
92	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート	イミベンコナゾール	134	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	
93	クロロベンゼン		135	1,2-ジクロロプロパン	
94	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	136	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド	プロパニル 又はDCPA
95	クロロホルム		137	1,3-ジクロロプロペン	D-D
96	クロロメタン	塩化メチル	138	3,3'-ジクロロベンジジン	
97	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP 又はMCPA	139	o-ジクロロベンゼン	
98	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド	テニルクロール	140	p-ジクロロベンゼン	
99	五酸化バナジウム		141	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン
100	コバルト及びその化合物		142	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート
101	酢酸 2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	143	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル 又はDBN
102	酢酸ビニル		144	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225
103	酢酸 2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	145	ジクロロメタン	塩化メチレン
104	サリチルアルデヒド		146	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン
105	-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-, -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート	フルバリネート	147	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン
106	-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	フェンバレレート	148	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル	エディフェンホス 又はEDDP
107	-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シベルメトリン	149	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル	チオメトン
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		150	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル	スルプロホス
109	2-(ジエチルアミノ)エタノール		151	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン 又はジスルホトン
110	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	152	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル]	ホサロン
111	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストール	153	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
112	四塩化炭素		154	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル	メチダチオン 又はDMTP
113	1,4-ジオキサン		155	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン 又はマラチオン
114	シクロヘキシルアミン		156	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート
115	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		157	ジニトロトルエン	
116	1,2-ジクロロエタン		158	2,4-ジニトロフェノール	
117	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	159	ジフェニルアミン	
118	cis-1,2-ジクロロエチレン		160	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	
119	trans-1,2-ジクロロエチレン		161	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン
120	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		162	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402
121	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	163	2,6-ジメチルアニリン	
122	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	164	3,4-ジメチルアニリン	
123	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	165	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ
124	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	166	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	N-オキシド
125	2',4'-ジクロロ-, -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホナート	フルスルファミド	167	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン 又はDEP
126	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	168	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)	
127	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン		169	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム=ジクロリド	パラコート又は パラコートジクロリド
128	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン				
129	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン 又はDCMU			

番号	物質名	別名	番号	物質名	別名
170	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸 S-ベンジル	エスプロカルブ	216	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル
171	3,3'-ジメチルベンジジン	o-トリジン	217	トリクロロフルオロメタン	CFC-11
172	N,N-ジメチルホルムアミド		218	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	
173	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート 又はPAP	219	2,4,6-トリニトロトルエン	
174	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	220	, , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン	トリフルラリン
175	水銀及びその化合物		221	2,4,6-トリプロモフェノール	
176	有機スズ化合物		222	トリプロモメタン	プロモホルム
177	スチレン		223	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	
178	セレン及びその化合物		224	1,3,5-トリメチルベンゼン	
179	ダイオキシン類		225	o-トルイジン	
180	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット	226	p-トルイジン	
181	チオ尿素		227	トルエン	
182	チオフェノール		228	2,4-トルエンジアミン	
183	チオリン酸0-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-0-エチル-S-プロピル	ピラクロホス	229	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド	ナプロアニリド
184	チオリン酸0-4-シアノフェニル-0,0-ジメチル	シアノホス 又はCYAP	230	鉛及びその化合物	
185	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	231	ニッケル	
186	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン	232	ニッケル化合物	
187	チオリン酸0,0-ジエチル-0-2-キノキサリニル	キナルホス	233	トリプロ酢酸	
188	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	234	p-ニトロアニリン	
189	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	235	ニトログリコール	
190	チオリン酸0-2,4-ジクロロフェニル-0,0-ジエチル	ジクロフェンチオン 又はECP	236	ニトログリセリン	
191	チオリン酸0,0-ジメチル-S-(2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル)	バミドチオン	237	p-ニトロクロロベンゼン	
192	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン 又はMEP	238	N-ニトロソフェニルアミン	
193	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン 又はMPP	239	p-ニトロフェノール	
194	チオリン酸0-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-0,0-ジメチル	クロルピリホス メチル	240	ニトロベンゼン	
195	チオリン酸0-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	241	二硫化炭素	
196	チオリン酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル	イプロベンホス 又はIBP	242	ニルフェノール	
197	デカプロモジフェニルエーテル		243	バリウム及びその水溶性化合物	
198	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン	ヘキサメチレン トラミン	244	ピクリン酸	
199	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル 又はTPN	245	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン
200	テトラクロロエチレン		246	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅 又は有機銅
201	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	247	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン	クロフェンチジン
202	テトラヒドロメチル無水フタル酸		248	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-0,0,0',0'-テトラエチル	エチオン
203	テトラフルオロエチレン		249	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム
204	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム 又はチラム	250	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート
205	テレフタル酸		251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	
206	テレフタル酸ジメチル		252	砒素及びその無機化合物	
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		253	ヒドラジン	
208	トリクロロアセトアルデヒド		254	ヒドロキノ	
209	1,1,1-トリクロロエタン		255	4-ピニル-1-シクロヘキセン	
210	1,1,2-トリクロロエタン		256	2-ピニルピリジン	
211	トリクロロエチレン		257	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール	ピテルタノール
212	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン		258	ピベラジン	
213	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	259	ピリジン	
214	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	260	ピロカテコール	カテコール
215	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	ケルセン 又はジコホル	261	フェニルオキシラン	
			262	o-フェニレンジアミン	
			263	p-フェニレンジアミン	
			264	m-フェニレンジアミン	
			265	p-フェネチジン	
			266	フェノール	
			267	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメトリン
			268	1,3-ブタジエン	

番号	物質名	別名	番号	物質名	別名
269	フタル酸ジ-n-オクチル		311	マンガン及びその化合物	
270	フタル酸ジ-n-ブチル		312	無水フタル酸	
271	フタル酸ジ-n-ヘプチル		313	無水マレイン酸	
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		314	メタクリル酸	
273	フタル酸 n-ブチル=ベンジル		315	メタクリル酸 2-エチルヘキシル	
274	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	316	メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル	
275	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	317	メタクリル酸 2-(ジエチルアミノ)エチル	
276	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	318	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	
277	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	319	メタクリル酸 n-ブチル	
278	tert-ブチル=4-(((1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン)アミノオキシ)メチル)ベンゾアート	フェンビロキシメート	320	メタクリル酸メチル	
279	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット 又はBPPS	321	メタクリロニトリル	
280	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン	322	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン
281	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	323	N-メチルアニリン	
282	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		324	メチル=イソチオシアネート	
283	ふっ化水素及びその水溶性塩		325	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ 又はMIPC
284	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	326	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロボキシフェニル	プロボキスル 又はPHC
285	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	327	N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン
286	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	328	N-メチルカルバミン酸 3,5-ジメチルフェニル	XMC
287	2-プロモプロパン		329	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル	カルバリル 又はNAC
288	プロモメタン	臭化メチル	330	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル	フェノブカルブ 又はBPMP
289	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサソ	酸化フェンブタスズ	331	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル
290	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸	クロレンド酸	332	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン	アミトラズ
291	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン 又はベンゾエピン	333	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム
292	ヘキサメチレンジアミン		334	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	
293	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		335	-メチルスチレン	
294	ベリリウム及びその化合物		336	3-メチルピリジン	
295	ベンジリジン=トリクロリド		337	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ビベリジン-1-カルボチオアート	ジメビベレート
296	ベンジリデン=ジクロリド		338	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート	m-トリレンジイソシアネート
297	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	339	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェニル	
298	ベンズアルデヒド		340	4,4'-メチレンジアニリン	
299	ベンゼン		341	メチレンビス(4,1-シクロヘキレン)=ジイソシアネート	
300	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物		342	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル	ピリブチカルブ
301	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	343	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン	メトキサレン
302	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン 又はPCNB	344	2-メトキシ-5-メチルアニリン	
303	ペンタクロロフェノール		345	メルカプト酢酸	
304	ほう素及びその化合物		346	モリブデン及びその化合物	
305	ホスゲン		347	りん酸 2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル	クロルフェンピン ホス又はCVP
306	ポリ塩化ビフェニル	PCB	348	りん酸 2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル	ジメチルピンホス
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		349	りん酸 1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル	ナレド 又はBRP
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		350	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	ジクロルボス 又はDDVP
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		351	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル	モノクロトホス
310	ホルムアルデヒド		352	りん酸トリス(2-クロロエチル)	
			353	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	
			354	りん酸トリ-n-ブチル	

情報入手先ホームページ

1 P R T R法などの参考

1 愛知県のホームページ 愛知の環境 化学物質の適正管理とP R T R	
アドレス	http://www.pref.aichi.jp/kankyo/
掲載項目	P R T R制度、愛知県の条例・指針、愛知県の取組
特徴	化学物質情報等へのリンク掲載

2 環境省 環境省のホームページ 保健・化学物質対策	
アドレス	http://www.env.go.jp/chemi/index.html
掲載項目	P R T R排出量等算出マニュアル(電子版)、P R T R開示請求、P R T R法解説、P R T R公表、リスクコミュニケーション
特徴	化学物質審査規制法、P R T R法に関する環境省のページ

3 経済産業省製造産業局化学物質管理課 化学物質排出把握管理促進法のホームページ	
アドレス	http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/
掲載項目	P R T R排出量等算出マニュアル(電子版)、P R T R開示請求、P R T R法解説、M S D S解説、P R T R公表
特徴	P R T R法に関する経済産業省のページ

4 中小企業総合事業団 環境安全対策関連コーナー	
アドレス	http://www.jasmec.go.jp/jasmec/kankyo/
掲載項目	業界団体作成の業種別や工程別の排出量算出マニュアルを公開、講習会、リスクコミュニケーションマニュアル、リスクアセスメントテキスト
特徴	業種別算出マニュアル掲載

5 全国石油商業組合連合会 石油広場 全石連のホームページ	
アドレス	http://www.zensekiren.or.jp/
掲載項目	S Sの算出マニュアル、判定計算、届出様式
特徴	S Sの算出マニュアル掲載

2 化学物質の性状等に関するデータの入手先

1 環境省 PRTR 関係ホームページ	
アドレス	http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html
掲載項目	PRTR 法指定化学物質有害性データ検索等
特徴	用途(殺虫剤、塗料など)から関係する化学物質を検索できる。有害性の程度などの情報が豊富である。

2 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質関係ホームページ	
アドレス	http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html
掲載項目	日本及び諸外国の PRTR 制度対象物質性状、有害性情報、化審法既存化学物質の安全性点検データ、国内法規制対象物質等、
特徴	安全性点検結果や諸外国の PRTR 制度対象物質が確認できる。

3 国立医薬食品衛生研究所 健康・安全性関係ホームページ	
アドレス	http://www.nihs.go.jp/index-j.html
掲載項目	医薬品、食品、化学物質、環境に関する健康・安全情報
特徴	文献、事故事例が検索できる。

4 中央労働災害防止協会安全衛生情報センター 化学物質有害性関係ホームページ	
アドレス	http://www.jaish.gr.jp/
掲載項目	化学物質の危険・有害性情報、災害事例、安全健康関係リンク情報
特徴	労働安全衛生法に基づいて公表された化学物質を検索することができる。モデルMSDSを掲載。

5 財団法人 化学物質評価研究機構 化学物質関係ホームページ	
アドレス	http://www.cerij.or.jp
掲載項目	化学物質の安全性点検データ、安全性評価シート、生分解性予測システム
特徴	MSDSの作成、確認に便利である。毒性、分解度などが詳しい。

6 独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース Webkis-plus	
アドレス	http://w-chemdb.nies.go.jp/
掲載項目	化学物質検索、法規制の状況、発がん性及び環境評価データ
特徴	地方自治体の管理物質、諸外国における化学物質影響評価データが確認できる。Kis-netと連携し、構造式を表示。

7 神奈川県環境科学センター 化学物質安全情報提供システム Kis-net	
アドレス	http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/contents.htm
掲載項目	化学物質名検索、法規制検索、用途からの検索、発がん性・毒性から検索
特徴	MSDS（化学物質安全性データシート）の作成、確認に便利である。事故事例、事故対応が詳しい。

8 エコケミストリー研究会 化学物質関係ホームページ	
アドレス	http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/
掲載項目	P R T R 制度対象物質の毒性、物性情報の検索、化学物質毒性リンク情報
特徴	化学物質の毒性情報、化学物質関係のリンク情報が豊富である。

9 石油化学工業協会 JPCA ホームページ	
アドレス	http://www.jpca.or.jp/
掲載項目	石油製品の安全データシート、石油化学用語情報
特徴	M S D S の作成、確認に便利である。

10 社団法人 日本化学工業協会 JCIA 化学物質関連ホームページ	
アドレス	http://www.jcia-net.or.jp/
掲載項目	化学関連製品のデータベース、物質データベース、製品情報提供会社情報
特徴	事業者が使用する化学製品を確認する場合に便利である。

3 災害事例の入手先

1 独立行政法人産業技術総合研究所 安全に関するデータベース	
アドレス	http://www.aist.go.jp/RIODB/jsafety.html
掲載項目	災害事例、ガス燃焼爆発危険性、化学物質熱力学データベース、地震災害、復旧データベース
特徴	災害事例調査に便利である。

4 環境保全技術情報

1 財団法人 地球環境センター 環境技術情報データベース	
アドレス	http://www.unep.or.jp/gec/index-j.html
掲載項目	大気汚染防止技術、廃棄物対策技術、水質汚濁防止技術、クリーナープロダクション技術、土壌・地下水汚染の調査・対策技術、最新環境装置等
特徴	工程別対策等の事例調査

2 財団法人環境情報普及センター 環境技術情報ネットワーク	
アドレス	http://e-tech.eic.or.jp/index.html
掲載項目	環境技術交流フォーラム、環境技術新着ニュース、環境技術ライブラリー、環境技術イベント情報、環境技術サポート情報
特徴	環境技術情報の入手に便利、環境技術情報のポータルサイト

電子申請・届出システム

電子申請・届出システムが平成16年7月20日から稼動しました。特定化学物質取扱量届出書及び特定化学物質等管理書作成(変更)提出書がこの対象手続きとなっています。この手続きには電子署名が必要です。電子署名は電子証明書を利用して電子的に本人確認を行ったり、申請書の改ざんを防止するための仕組みです。個人と法人では事前の手続きが異なり、個人の場合には、ICカードリーダライタが別途必要となります。

1 電子申請・届出システムの概要

電子申請・届出システムは、県の機関への申請・届出等の行政手続を、インターネットを利用して行うことができるようにするサービスです。

従来の申請・届出等は、行政窓口へ郵送するか持参して提出する必要がありましたが、電子申請・届出システムを利用すれば、従来の窓口申請に加えて、自宅や職場から原則として24時間365日申請・届出等を行うことができます。

2 運用時間

原則として24時間(ただし、システムのメンテナンス等のため、運用を停止することがあります。)

3 対象手続(化学物質関係)

特定化学物質取扱量届出書	電子署名必要
特定化学物質等管理書作成(変更)提出書	電子署名必要

4 利用方法

- (1) 「あいち電子申請総合窓口」(<https://www.shinsei.e-aichi.jp/vestibule/index.html>)を開きます。
- (2) 画面の案内に従い、クライアントソフトのダウンロード及びユーザ(利用者)登録を行います。
- (3) 登録したID及びパスワードを使用してログインすると、各種申請・届出等を行うことができます。
- (4) ご利用にあたっては、パソコン環境の制限などがありますので、「あいち電子申請総合窓口・ご利用案内」にある「操作手順書」をご覧ください。

注意 電子署名が必要な申請・届出手続きは、事前に電子証明書を取得する必要があります(有料)。

個人：公的個人認証サービスによる電子証明書、ICカードリーダライタ

<http://www.pref.aichi.jp/joho/gyousei/jpki/>

法人：商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>

5 お問合せ先

担当 総務部総務課行政評価・分権グループ

電話 052-954-6027(ダイヤルイン)

受付 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

メールアドレス e-aichi@pref.aichi.lg.jp

取扱量届出書チェック項目一覧

様式	記入項目	チェック項目	チェック欄	
様式第 46	提出日	日付は窓口に提出する日か。 6月30日以前か。		
	あて先	事業所の所在地を所管する事務所長になっているか。		
	届出者	郵便番号	大口事業所等で取得している個別郵便番号ではなく、地域で使用している郵便番号を記入したか。	
		住所	事業者（本社）の住所か。	
		氏名	法人の場合は法人名と代表者名を記入したか。代表者印を押印したか。	
		代理人	代理人は工場長等の適正な役職か。委任状は添付しているか。	
	事業所の名称	工場、事業場等の名称か。		
	前回の届出における事業所の名称	前回届出時の事業者の名称が変更された場合のみの記入か。		
	事業所の所在地	工場、事業場等の所在地か。		
	事業所において常時使用される従業員の数	事業者（会社）全体の従業員数でなく、事業所の従業員数を記入したか。		
	事業所において行われる事業が属する業種	対象業種及びその産業分類番号となっているか。		
主たる業種	対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種になっているか。			
連絡先	連絡先を記入したか			
別紙	番号	1から連続する番号を記入したか。		
	号番号	第一種指定化学物質の号番号順に記入したか。		
	特定化学物質の名称	名称に別名がある場合は別名を記入したか。		
	取扱量	kg単位、有効数字2桁で記入したか。		

特定化学物質等管理書作成チェック項目一覧表

様式	記入項目	チェック項目	チェック欄	
様式第 47	提出日	日付は窓口に提出する日か。 管理書作成義務が生じてから6ヶ月以内か。		
	あて先	事業所の所在地を所管する事務所長になっているか。		
	届出者	郵便番号	大口事業所等で取得している個別郵便番号ではなく、地域で使用している郵便番号を記入したか。	
		住所	事業者(本社)の住所か。	
		氏名	法人の場合は法人名と代表者名を記入したか。	
		代理人	代理人は工場長等の適正な役職か。委任状は添付しているか。	
	事業所の名称	工場、事業場等の名称か。		
	事業所の所在地	工場、事業場等の所在地か。		
	事業所において常時使用される従業員の数	事業者(会社)全体の従業員数でなく、事業所の従業員数を記入したか。		
	事業所において行われる事業が属する業種	対象業種及びその産業分類番号となっているか。		
	主たる業種	対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種になっているか。		
	変更の概要	変更の場合、変更前及び変更後の内容の概要を対照させたか。		
	連絡先	連絡先を記入したか		
管理書	方針及び管理計画	方針は化学物質適正管理のための方針となっているか。		
		管理計画には具体的な削減目標、対策、達成時期等を記載したか。		
	化学物質の名称	管理対象の特定化学物質をすべて記載したか。		
	取扱施設における管理方法	フローシート等により、事業所の実情に合った排出防止対策をわかりやすく記載したものであるか。		
	管理組織	管理責任者及び担当者を選任したか。		
		組織図はあるか。		
		教育・訓練について記載したか。		
事故の予防及び事故発生時の措置	事業所の実情に合った事故の予防及び事故発生時の措置について記載したか。			
	連絡体制について記載したか。			

届出・提出先一覧表

事業所の所在地を所管する下記の県事務所等へ届出書等を提出してください。

県事務所	所管市町村
尾張事務所（環境保全課） 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2 - 6 - 1 TEL (052)961 - 7211 (代表) FAX (052)961 - 7285	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、祖父江町、平和町
海部事務所（環境保全課） 〒496-8531 津島市西柳原町1 - 14 TEL (0567)24 - 2111 (代表) FAX (0567)24 - 3008	津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町
知多事務所（環境保全課） 〒475-8501 半田市出口町1 - 36 TEL (0569)21 - 8111 (代表) FAX (0569)31 - 1331	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河事務所（環境保全課） 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1 - 4 TEL (0564)23 - 1211 (代表) FAX (0564)26 - 2228	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町
豊田加茂事務所（環境保全課） 〒471-8503 豊田市元城町4 - 45 TEL (0565)32 - 3381 (代表) FAX (0565)32 - 3975	三好町、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町
新城設楽事務所（環境保全課） 〒441-1365 新城市字石名号20 - 1 TEL (0536)23 - 2111 (代表) FAX (0536)22 - 2316	新城市、設楽町、東栄町、豊根村、富山村、津具村、鳳来町、作手村
東三河事務所（環境保全課） 〒440-8515 豊橋市八町通5 - 4 TEL (0532)54 - 5111 (代表) FAX (0532)56 - 5188	豊川市、蒲郡市、田原市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町
豊橋市役所（環境部環境保全課） 〒440-8501 豊橋市今橋町1 TEL (0532)51 - 2388 (直通) FAX (0532)56 - 5126	豊橋市
岡崎市役所（環境部環境保全課） 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目 - 9 TEL (0564)23 - 6194 (直通) FAX (0564)23 - 6536	岡崎市
豊田市役所（環境部環境保全課） 〒471-8501 豊田市西町3 - 60 TEL (0565)34 - 6628 (直通) FAX (0565)34 - 6684	豊田市

中核市には平成17年度から事務委譲。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）

化学物質適正管理届出等の手引き
平成16年11月

愛知県環境部環境政策課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 052-961-2111 内線 3025、3026

ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/jigyo/prtr/index.html>